

社会福祉法人で働く社会福祉施設等職員のための退職手当金制度

社会福祉施設職員等退職手当共済制度の ご案内

平成30年度



独立行政法人福祉医療機構

機構ホームページアドレス <http://www.wam.go.jp/hp>

退職手当共済事業ホームページへは
検索サイトで入力！ →

WAM 退職手当

検 索



福祉医療機構は退職手当金の支給を通じて、社会福祉施設等の経営者と職員の皆様を支えます!!

福祉と医療の民間活動を 応援します！

経営理念

私たちは、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援します。

経営理念の実現に向けて



福祉貸付事業

医療貸付事業

経営サポート事業

WAMNET事業

社会福祉
振興助成事業

退職手当共済事業

心身障害者
扶養保険事業

年金担保貸付事業・
労災年金担保貸付事業

承継年金住宅融資等
債権管理回収業務

目 次

contents

制度の特色	1
加入の要件	3
掛金	6
退職手当金の支給	7
共済契約締結の手続き	8
社会福祉施設等・特定介護保険施設等・申出施設等(例示)一覧	9
退職手当金額早見表	11
退職手当共済事業実施状況	13
退職手当共済電子届出システム	16
社会福祉施設職員等退職手当共済法等	17
社会福祉施設職員等退職手当共済約款	24

退職手当共済ホームページ

各種届出様式や、よくある質問等を福祉医療機構の退職手当共済のWEBページに掲載しています。

●機構ホームページ

<http://www.wam.go.jp/hp>

で「退職手当共済事業」をクリックするか

退職手当共済事業の
ページへ移動します

●検索サイトで「WAM 退職手当」を検索

WAM 退職手当

検索



制度の特色

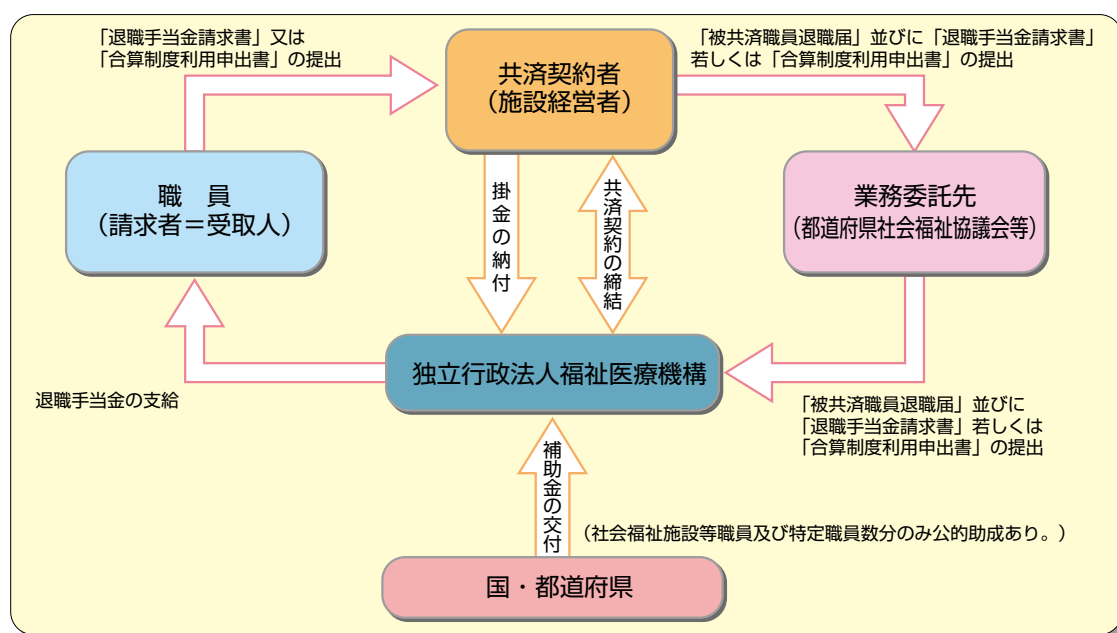
特色

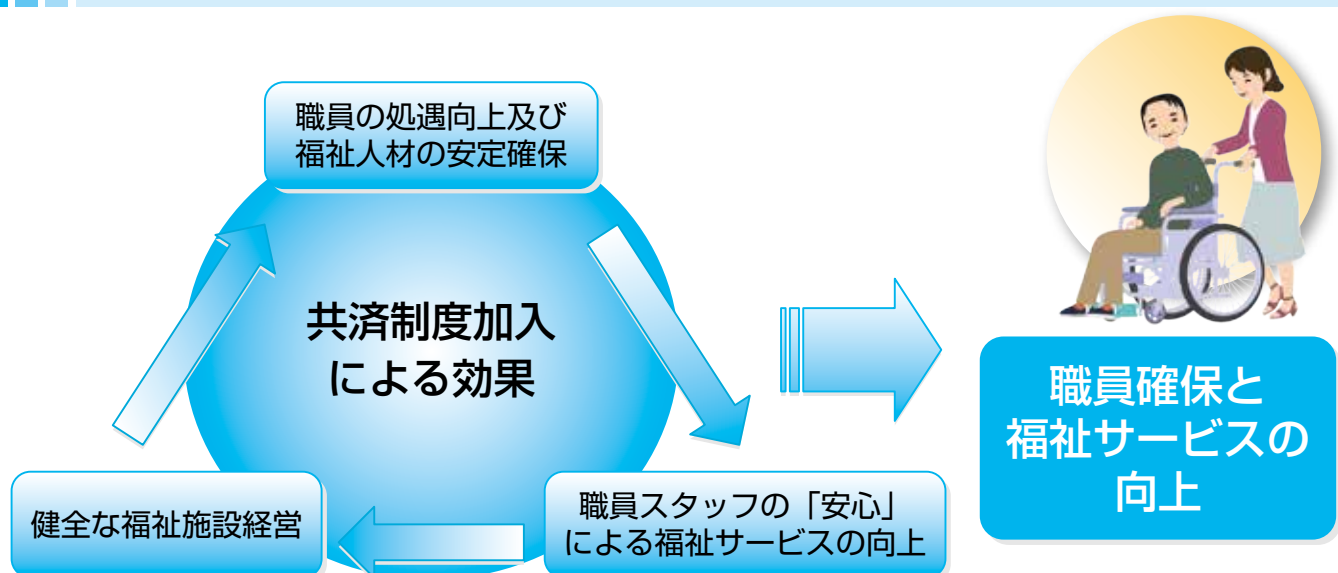
- 退職手当共済制度は、民間社会福祉施設経営者の相互扶助の精神に基づく制度として「社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）」（以下「共済法」と略します。）により実施されています。
- 制度の目的は、社会福祉事業に従事する人材を確保し、福祉サービスの安定的な供給と質の向上をはかることにより、社会福祉事業の振興に寄与することです。
- この制度は、社会福祉施設の経営者（社会福祉法人）に対し、共済契約の締結について強制はしていません。契約を締結するかしないかは経営者の任意です。ただし、契約を締結した場合は、当該共済契約者が経営するすべての社会福祉施設等（※）は包括的に加入することとなります。
※共済法に定める「社会福祉施設」及び「特定社会福祉事業」を指します。以下同じです。
- 退職手当金の支給財源は、共済契約者（施設経営者）、国及び都道府県の三者による負担となっています。職員の負担はありません。（ただし国及び都道府県の負担分は社会福祉施設等職員及び特定職員数分のみです。）
- 財政運営は、賦課方式を採用しています。毎年度の共済契約者の負担する被共済職員1人当たりの単位掛金額は、厚生労働大臣が定めています。
- 被共済職員が退職したときは、退職手当金を退職者本人の口座に直接振込みます。

仕組みと流れ

- ① 共済契約の申込みを行う社会福祉法人は、「福祉医療機構」に共済契約の申込みを行い、「福祉医療機構」の承認により申込みの日から契約が成立し、効力を生じます。
- ② 共済契約を締結した共済契約者（施設経営者）は、施設区分・職員数に応じた掛金額を「福祉医療機構」に納付します。
- ③ 職員が退職した場合は、退職者と共済契約者から「被共済職員退職届」並びに「退職手当金請求書」若しくは「合算制度利用申出書」を「業務委託先（都道府県社会福祉協議会等）」を経由して「福祉医療機構」に提出します。
- ④ 「福祉医療機構」は退職した職員（請求者）の指定口座に退職手当金を直接振込みます。

※お支払い頂いた掛金は全て退職手当金の支給にあてられます。





● 法律に基づいた退職手当共済制度に加入することによる、福祉人材の安定確保と福祉サービスの向上

本制度は制度創設以来、50年以上にわたり延べ約184万人の被共済職員に退職手当金を支給してきました。平成29年4月現在で約84万人の加入があり、平成28年度には約7万6千人の被共済職員に約1,040億円支給しました。法律に基づいて退職手当金を受け取れることが、福祉人材の確保と福祉サービスの向上につながります。

● 社会福祉法人の約90%が退職手当共済制度を利用

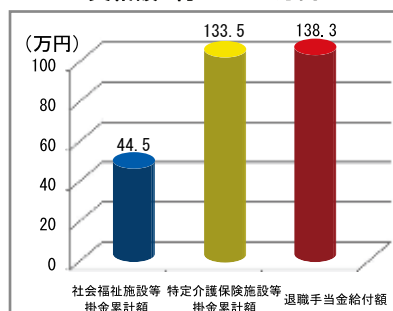
民間社会福祉施設経営者の相互扶助の精神に基づく制度で、福祉施設を運営する社会福祉法人のうち約90%の法人に本制度をご利用いただき、健全な福祉施設経営に貢献しています。

● 掛金累計額と退職手当金額を比較した場合の例

下記の通り勤続年数が長くなればなるほど、退職手当給付額が大幅に上がります。

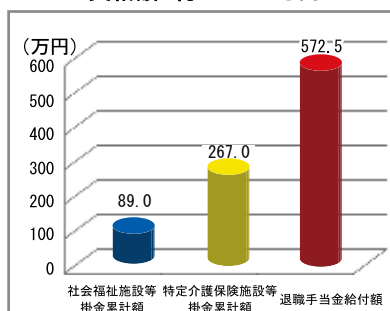
退職手当支給例1

被共済職員期間 10年
退職前6ヶ月本俸26.5万円
支給額 約138.3万円



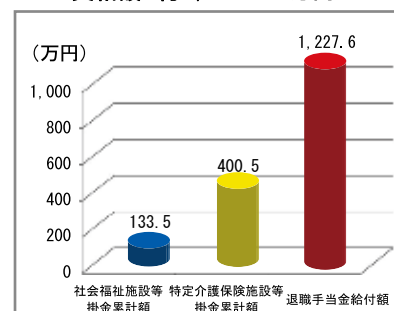
退職手当支給例2

被共済職員期間 20年
退職前6ヶ月本俸28.8万円
支給額 約572.5万円



退職手当支給例3

被共済職員期間 30年
退職前6ヶ月本俸35.0万円
支給額 約1,227.6万円



※掛金の累計は平成30年度の単位掛金額を基に試算しています。(単位掛金額は変更されることがあります。)
※当共済制度は、賦課方式であり、積立方式ではありません。

加入の要件

制度に加入できる経営者、施設等、職員の要件は次のとおりです。

共済契約を締結できる経営者（社会福祉法人）

- 共済契約を締結できるのは、9、10ページの「社会福祉施設等・特定介護保険施設等・申出施設等（例示）一覧」のうち「社会福祉施設等」又は「特定介護保険施設等」を経営している **社会福祉法人** に限ります。（申出施設等のみを経営している場合は契約できません。）
※幼保連携型認定こども園に係る経過措置の対象となる学校法人については契約を締結できる場合があります。
- この制度は、社会福祉施設の経営者に対し、共済契約の締結について強制はしていません。契約を締結するかしないかは経営者の任意です。
- 経営する社会福祉施設等について、中小企業退職金共済法の規定による退職金共済契約が締結されている場合は加入できません。

加入対象となる施設・事業（共済契約を締結した場合）

加入しなければならない社会福祉施設等

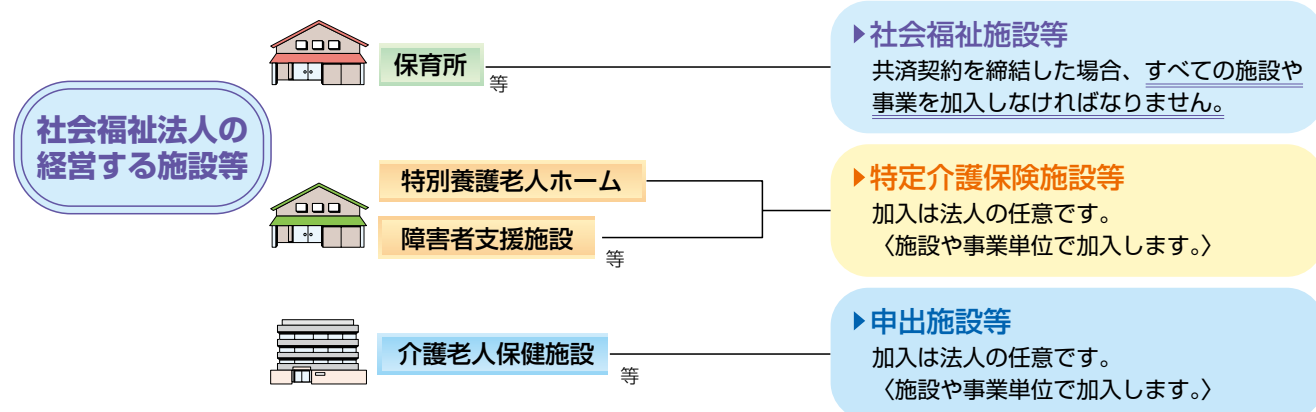
- 制度に加入しなければならない社会福祉施設等は、9、10ページの「社会福祉施設等」欄に掲げる施設・事業です。共済契約者が新たに社会福祉施設等を経営することとなったときは、当該施設等は許認可又は届出された事業開始日から加入しなければなりません。

申し出により加入できる特定介護保険施設等

- 共済契約者となった社会福祉法人が経営する特定介護保険施設等については、任意で申し出ることにより制度に加入することができます。

申し出により加入できる申出施設等

- 共済契約者となった社会福祉法人が経営する社会福祉施設等及び特定介護保険施設等以外の施設・事業については、任意で申し出ることにより制度に加入することができます。



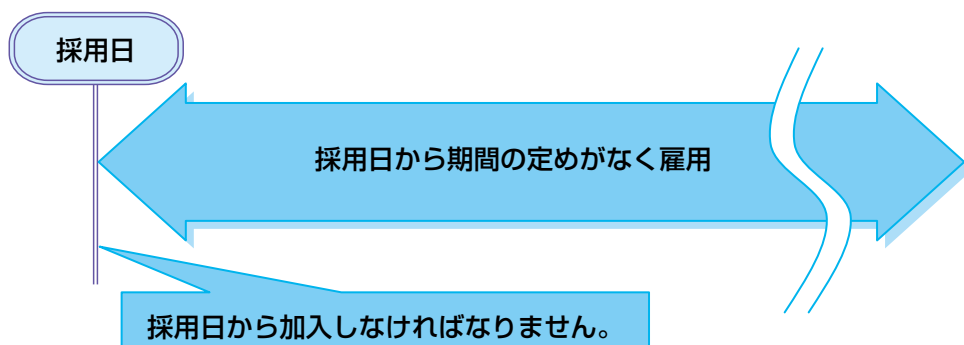
社会福祉事業		公益事業		収益事業
社会福祉施設等		申 出 施 設 等		
・ 養護老人ホーム ・ 保育所	・ 特別養護老人ホーム ・ 老人デイサービスセンター ・ 老人居宅介護等事業 ・ 老人福祉センター（老人デイサービス事業のみ） ・ 障害者支援施設	・ 介護老人保健施設（無料低額） ・ 老人福祉センター（老人デイサービス事業を除く） ・ 母子福祉センター ・ 児童館	・ 老人訪問看護事業 ・ 指定居宅介護支援事業 ・ 介護老人保健施設 ・ 有料老人ホーム ・ 学童保育 ・ 地域福祉センター ・ 調査研究事業	・ 不動産賃貸 ・ 売店 ・ 出版業
等	等	等	等	等

（詳しくは9、10ページをご覧ください。）

加入しなければならない職員（被共済職員）

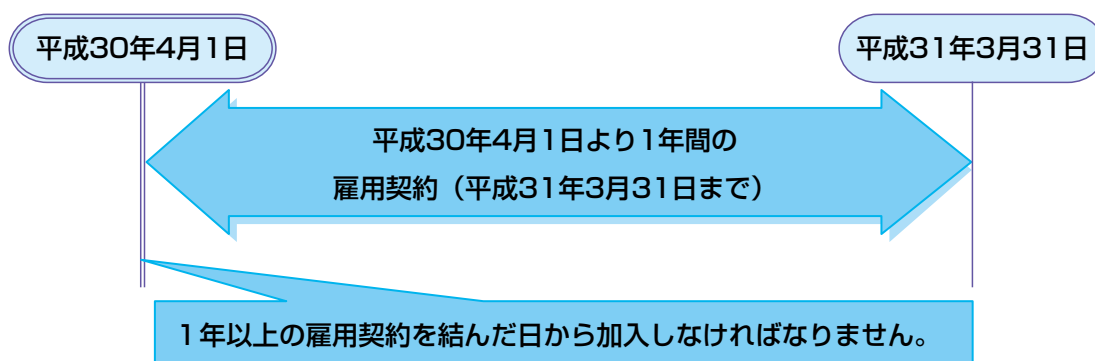
加入対象となる職員（被共済職員）とは、共済契約者（施設経営者）に使用され、かつ、共済契約者の経営する社会福祉施設等及び特定介護保険施設等又は申出施設等の業務に常時従事することを要する、次のアからウに該当する職員です。

ア．雇用期間に定めのない職員（いわゆる正規職員）は、採用日から加入。



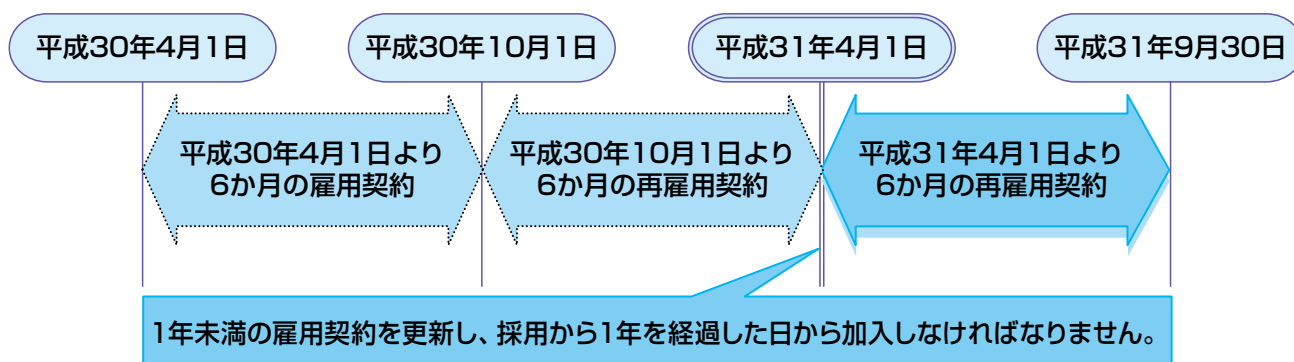
イ．1年以上の雇用期間を定めて使用される職員（※）で、労働時間が就業規則で定める正規職員の所定労働時間の3分の2以上の者は採用日から加入。

※雇用期間に定めのない職員のうち、正規職員以外の者を含みます。



※非常勤職員、嘱託、パート等の名称で呼ばれる者を含みます。

ウ．1年未満の雇用期間を定めて使用され、その期間の更新により引き続き1年を経過した職員で、労働時間が就業規則で定める正規職員の所定労働時間の3分の2以上の者は、採用から1年を経過した日から加入。



※非常勤職員、嘱託、パート等の名称で呼ばれる者を含みます。

ポイント

- ・ 共済制度に加入した施設については、当該施設の加入対象職員全てについて加入しなければなりません。
- ・ 加入対象職員は、職名・雇用形態（常勤や非常勤）ではなく、就業規則及び職員の雇用契約の内容等で個別判断します。

制度に加入できない職員は…？

- 前頁のアからウに該当しない職員
- 地方公共団体等から出向している職員
- 警備保障会社又は高齢者福祉事業団等から派遣されている職員
- 法人の役員（施設長等を兼務しているものを除く。）
- 就労継続支援A型等の利用者
- 中小企業退職金共済法の規定による退職金共済契約の対象となる職員

社会福祉施設等職員・特定介護保険施設等職員・申出施設等職員の区分

1. 被共済職員のうち、次の者は社会福祉施設等職員となります。
 - (1) 社会福祉施設等の業務のみに従事する者
 - (2) 社会福祉施設等の業務及び社会福祉施設等以外の施設等の業務を兼務する者で、社会福祉施設等の業務の労働時間が就業規則等に定める正規職員の所定労働時間の3分の2以上の者
 - (3) 2以上の社会福祉施設等を経営する社会福祉法人の本部等に所属し、社会福祉施設等の共通的管理業務に従事する者
なお、共通的管理業務とは、次のような業務をいいます。
 - ・ 措置費や介護報酬等の請求及び精算等に関する事務
 - ・ 予算、決算等会計経理に関する事務
 - ・ 役職員の人事、給与及び職員の福利厚生に関する事務
 - ・ 社会保険及び退職手当共済等に関する事務
 - ・ 施設の新築、増改築及び営繕等に関する事務
 - ・ その他これらに準ずる共通的事務
2. 被共済職員のうち、次の者は特定介護保険施設等職員となります。
 - (1) 特定介護保険施設等の業務のみに従事する者
 - (2) 特定介護保険施設等の業務と社会福祉施設等の業務を兼務する者で、社会福祉施設等の業務の労働時間が就業規則等に定める正規職員の所定労働時間の3分の2に満たない者
 - (3) 特定介護保険施設等の業務と申出施設等の業務を兼務する者で、特定介護保険施設等の業務の労働時間が就業規則等に定める正規職員の所定労働時間の3分の2以上の者
3. 被共済職員のうち、上記1、2以外の者は申出施設等職員となります。



掛金は、毎事業年度の4月1日現在の被共済職員数に応じて、共済契約者（施設経営者）が納付するものです。（賦課方式を採用しています。）

掛金の納付

- 共済契約者が納付する掛金額（年額）は、下記①の社会福祉施設等職員に係る掛金の額と②の特定介護保険施設等職員に係る掛金の額及び③の申出施設等職員に係る掛金の額の合計額となります。
- 納付する掛金額は、各施設等の分を合わせて共済契約者として一括納付します。なお、掛金は共済契約者が負担するもので、被共済職員が負担するものではありません。

1. 平成30年4月1日契約の場合

共済契約者が納付する掛金額＝①＋②＋③

- ① 単位掛金額（44,500円）×社会福祉施設等職員数
- ② 単位掛金額（44,500円）×3×特定介護保険施設等職員数
- ③ 単位掛金額（44,500円）×3×申出施設等職員数

単位掛金額

被共済職員1人当たりの単位掛金額は、毎年度、厚生労働大臣が定めます。（平成30年度は44,500円です。）

2. 年度途中の契約の場合

年度途中に契約を締結された場合の掛金については、月割りで算出し納付することになっています。

例）契約申込日が平成30年7月10日の場合

保育所	加入対象となる職員数	10名……………①
特別養護老人ホーム	加入対象となる職員数	40名……………②
障害者支援施設	加入対象となる職員数	10名……………③
介護老人保健施設	加入対象となる職員数	20名……………④
平成30年度 単位掛金額	契約締結時における掛金納付対象職員数	月割り 掛 金 の 額
① 44,500円×	10名（社会福祉施設等職員数）	$\times \frac{9}{12} = 333,750円$
② 44,500円×3×	40名（特定介護保険施設等職員数）	$\times \frac{9}{12} = 4,005,000円$
③ 44,500円×3×	10名（特定介護保険施設等職員数）	$\times \frac{9}{12} = 1,001,250円$
④ 44,500円×3×	20名（申出施設等職員数）	$\times \frac{9}{12} = 2,002,500円$
①＋②＋③＋④＝納付金額		
333,750円＋4,005,000円＋1,001,250円＋2,002,500円＝7,342,500円（納付金額）		

ポイント

- ・ 職員個人の負担はありません。
- ・ 財政方式は、賦課方式（当該年度の給付に必要な財源を当該年度の掛金でまかなう）を採用しています。

退職手当金の支給

被共済職員が退職したときは、退職者本人（退職が死亡によるときは、その遺族）に、退職手当金が支給されます。

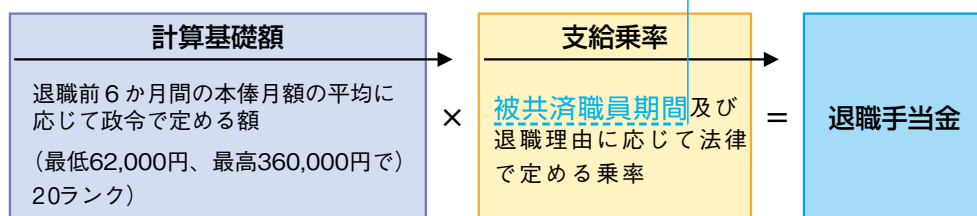
退職手当金額

- 退職手当金額は、退職前6か月間の平均本俸月額により該当する計算基礎額に退職理由別の被共済職員期間による支給乗率を乗じて得た額です。

被共済職員期間

被共済職員期間の計算は、月単位により、被共済職員になった日の属する月から被共済職員でなくなった日の属する月までです。業務に従事した日数が10日以下の月などは、被共済職員期間に算入されません。

（通算して1年未満の端数の月がある場合には、その端数の月は切捨てます。）



請求方法

- 所定の様式「被共済職員退職届」を共済契約者が、「退職手当金請求書」又は「合算制度利用申出書」を退職者が記入・押印し、必要な添付書類を添えて業務委託先窓口（裏面掲載の都道府県社会福祉協議会等）に提出します。

支給

- 支給の要件に該当する場合は、退職者本人が指定する金融機関の口座に振込みます。

退職手当金が支給されないケースは…？

- 共済契約者が掛金を納付していないとき
- 共済契約が解除されたとき
- 被共済職員となった日から起算して1年未満で退職したとき
- 被共済職員期間となる月の合計が12か月未満のとき
- 自己の犯罪行為その他これに準ずべき重大な非行により支給制限に該当する退職のとき
- 退職手当金の請求権が時効（退職した日の翌日から5年経過）により消滅しているとき
- 合算制度の申出をしたとき

合算制度

被共済職員である期間が1年以上である場合、退職した日から起算して3年以内^(※)に、退職手当金を請求しないで再び被共済職員になり、かつ、その者が機構に申し出たときは退職手当金額の計算に際し、前後の各期間を合算します。

（※）平成28年3月31日以前に退職された方は2年以内

共済契約締結の手続き

共済契約締結の手続きと締結にあたっての注意事項は次のとおりです。

契約申込から締結及び掛金納付までの手続き

① 契約申込書類を作成

必要書類

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済契約申込書（様式1）
- (2) 共済契約申込書職員名簿（様式1-2）
契約申込日における加入要件を満たしている職員（4ページ参照）を記入してください。
※ (1)、(2)の様式は「福祉医療機構」に請求してください。
- (3) 添付書類
 - ① 申込者が社会福祉施設等を経営していることを証する書類（下の表参照）
 - ② 法人登記簿謄本（全部事項証明書）原本（※機構が提示された日又は受領した日の前3ヶ月以内に作成されたもの）
 - ③ 就業規則及び給与規程（基本給（格付）俸給表を含む。）の写し
 - ④ 以下の職員の雇用契約書
 - ・ 4ページに記載の加入要件が「イ」又は「ウ」の者
 - ・ 俸給が格付俸給表に準拠していない者
 - ⑤ その他必要な書類
「職員名簿」の中に共済契約者間継続異動職員がいる場合は「共済契約者間継続職員異動届」を併せて提出してください。

の共
済契
約締
結

経営していることを証する書類	確認事項
右記の確認事項（ア～カ）が明記された次のいずれかの書類 (1) 「許認可書」（写）又は「指定通知書」（写） (2) 「許可書」（写）及び「許可申請書」（写） (3) その他、業務委託契約書等 (4) 上記に該当する書類がない場合は、都道府県知事等が発行する証明書	ア. 施設・事業の名称 イ. 所在地 ウ. 施設・事業の種類 エ. 入所（利用）定員 オ. 開始年月日 カ. 許認可、届出年月日 ※ 申出施設については、「ウ」、「エ」、「カ」は不要

② ①の契約申込書類を「福祉医療機構」に提出

③ 共済契約の締結を承認した場合は、「福祉医療機構」から契約締結（共済契約証書）及び掛金納付請求についての通知

④ 共済契約者は振込依頼書により、「掛金」を納付期日までに福祉医療機構指定口座に納付

締結にあたっての注意事項

- この制度は法律等によるほか、「社会福祉施設職員等退職手当共済約款」により実施されます。
- 法律等に抵触・違反すると「契約の解除」となることがあります。
- 一部の施設については、その希望の有無に関わらず、加入要件を満たす限り必ず職員を共済制度に加入させなければなりません。
- 一部の理由を除き「契約の解除」となったとき、退職手当金は支給されません。また、「契約の解除」となった場合、それまで納付していただいた掛金は返還されません。
- 法律改正や財政運営の状況によっては、退職手当金が見込み額より下回ること、掛金額が上昇することがあり、当初の目論見と異なることがあります。

社会福祉施設等・特定介護保険施設等・申出施設等(例示)一覧

社会福祉施設職員等退職手当共済法で定める「社会福祉施設等」及び「特定介護保険施設等」とは、次表の「社会福祉施設等」及び「特定介護保険施設等」の欄に掲げる施設及び事業です。「申出施設」とは、共済契約者である社会福祉法人が経営する社会福祉施設等及び特定介護保険施設等以外の施設及び事業です。

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

区 分	社会福祉施設等	特定介護保険施設等	申出施設等(例示)
生活保護に 関係する施 設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設 認定生活困窮者就労訓練事業		医療保護施設 …等
児童福祉に 関係する施 設等	乳児院(乳児預かり所を含む) 母子生活支援施設 保育所 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童自立生活援助事業 小規模住居型児童養育事業 幼保連携型認定こども園 小規模保育事業	障害児入所施設 ^(※) 障害児通所支援事業(児童発達支援、放課後等 デイサービス、保育所等訪問支援等) (※) 障害児入所施設においては、措置入所の 割合に応じて、公的助成が維持されます。	助産施設 児童館 児童遊園 認可外保育施設 企業主導型保育事業 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業 障害児相談支援事業 幼稚園(認定こども園の 幼稚園型を含む) …等
老人福祉に 関係する施 設等	養護老人ホーム 軽費老人ホーム (介護保険法の規定に基づく指定に係るもの を除く)	特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム(介護保険法の規定に基づく指 定に係るもの) 老人福祉センターの中の老人デイサービス事業 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 老人居宅介護等事業(ホームヘルプ) 認知症対応型老人共同生活援助事業 (グループホーム) 小規模多機能型居宅介護事業 複合型サービス福祉事業	老人福祉センター(老人デ イサービス事業を除く) 指定居宅介護支援事業 (ケアマネ事業) 有料老人ホーム 老人休養ホーム 老人憩いの家 介護老人保健施設 サービス付き高齢者向け 住宅 …等
身体障害者 福祉に関係 する施設等	視聴覚障害者情報提供施設(点字出版施設 を除く) 身体障害者福祉センターの中の地域活動支 援センターの事業に相当する事業		視聴覚障害者情報提供施 設のうち点字出版施設 身体障害者福祉センター 補装具製作施設 盲導犬訓練施設 障害者更生センター …等



区 分	社会福祉施設等	特定介護保険施設等	申出施設等（例示）
売春防止に 関係する施 設	婦人保護施設		
障害者総合 支援法に関 係する施設 等		障害者支援施設 居宅介護事業 行動援護事業 重度訪問介護事業 重度障害者等包括支援事業 短期入所事業（ショートステイ） 同行援護事業 療養介護事業 生活介護事業 自立訓練事業 就労移行支援事業 就労継続支援事業 就労定着支援事業 自立生活援助事業 共同生活援助事業（グループホーム） 移動支援事業 地域活動支援センター 福祉ホーム	自立支援医療 特定相談支援事業 一般相談支援事業（地域 移行支援、地域定着支援 等） …等
その他の社 会福祉施設 その他の施 設	社会事業授産施設 （6か月間、生活保護法による委託事務費 が支弁され、かつ、期間中の利用人員が 定員に対し、平均して50%を超えた実 績のあるもの）		病院 診療所 宿所提供施設 隣保館 母子福祉センター 母子休養ホーム 母子健康センター …等

（この一覧に記載されていない施設・事業につきましては、共済部退職共済課までお問い合わせください。）

退職手当金額早見表（平成30年度）

普通退職（業務上の傷病又は業務上の死亡による退職を除く）

被共済 職員期間	計算 基礎額	62,000	74,000	86,000	100,000	115,000	130,000	145,000	160,000	175,000
1年		32,364	38,628	44,892	52,200	60,030	67,860	75,690	83,520	91,350
2年		64,728	77,256	89,784	104,400	120,060	135,720	151,380	167,040	182,700
3年		97,092	115,884	134,676	156,600	180,090	203,580	227,070	250,560	274,050
4年		129,456	154,512	179,568	208,800	240,120	271,440	302,760	334,080	365,400
5年		161,820	193,140	224,460	261,000	300,150	339,300	378,450	417,600	456,750
6年		194,184	231,768	269,352	313,200	360,180	407,160	454,140	501,120	548,100
7年		226,548	270,396	314,244	365,400	420,210	475,020	529,830	584,640	639,450
8年		258,912	309,024	359,136	417,600	480,240	542,880	605,520	668,160	730,800
9年		291,276	347,652	404,028	469,800	540,270	610,740	681,210	751,680	822,150
10年		323,640	386,280	448,920	522,000	600,300	678,600	756,900	835,200	913,500
11年		478,987	571,694	664,401	772,560	888,444	1,004,328	1,120,212	1,236,096	1,351,980
12年		526,454	628,348	730,243	849,120	976,488	1,103,856	1,231,224	1,358,592	1,485,960
13年		573,921	685,003	796,084	925,680	1,064,532	1,203,384	1,342,236	1,481,088	1,619,940
14年		621,388	741,657	861,926	1,002,240	1,152,576	1,302,912	1,453,248	1,603,584	1,753,920
15年		668,856	798,312	927,768	1,078,800	1,240,620	1,402,440	1,564,260	1,726,080	1,887,900
16年		830,136	990,808	1,151,479	1,338,930	1,539,769	1,740,609	1,941,448	2,142,288	2,343,127
17年		907,810	1,083,515	1,259,220	1,464,210	1,683,841	1,903,473	2,123,104	2,342,736	2,562,367
18年		985,483	1,176,222	1,366,961	1,589,490	1,827,913	2,066,337	2,304,760	2,543,184	2,781,607
19年		1,063,157	1,268,929	1,474,702	1,714,770	1,971,985	2,229,201	2,486,416	2,743,632	3,000,847
20年		1,267,590	1,512,930	1,758,270	2,044,500	2,351,175	2,657,850	2,964,525	3,271,200	3,577,875
21年		1,375,470	1,641,690	1,907,910	2,218,500	2,551,275	2,884,050	3,216,825	3,549,600	3,882,375
22年		1,483,350	1,770,450	2,057,550	2,392,500	2,751,375	3,110,250	3,469,125	3,828,000	4,186,875
23年		1,591,230	1,899,210	2,207,190	2,566,500	2,951,475	3,336,450	3,721,425	4,106,400	4,491,375
24年		1,699,110	2,027,970	2,356,830	2,740,500	3,151,575	3,562,650	3,973,725	4,384,800	4,795,875
25年		1,806,990	2,156,730	2,506,470	2,914,500	3,351,675	3,788,850	4,226,025	4,663,200	5,100,375
26年		1,893,294	2,259,738	2,626,182	3,053,700	3,511,755	3,969,810	4,427,865	4,885,920	5,343,975
27年		1,979,598	2,362,746	2,745,894	3,192,900	3,671,835	4,150,770	4,629,705	5,108,640	5,587,575
28年		2,065,902	2,465,754	2,865,606	3,332,100	3,831,915	4,331,730	4,831,545	5,331,360	5,831,175
29年		2,152,206	2,568,762	2,985,318	3,471,300	3,991,995	4,512,690	5,033,385	5,554,080	6,074,775
30年		2,238,510	2,671,770	3,105,030	3,610,500	4,152,075	4,693,650	5,235,225	5,776,800	6,318,375
31年		2,303,238	2,749,026	3,194,814	3,714,900	4,272,135	4,829,370	5,386,605	5,943,840	6,501,075
32年		2,367,966	2,826,282	3,284,598	3,819,300	4,392,195	4,965,090	5,537,985	6,110,880	6,683,775
33年		2,432,694	2,903,538	3,374,382	3,923,700	4,512,255	5,100,810	5,689,365	6,277,920	6,866,475
34年		2,497,422	2,980,794	3,464,166	4,028,100	4,632,315	5,236,530	5,840,745	6,444,960	7,049,175
35年		2,562,150	3,058,050	3,553,950	4,132,500	4,752,375	5,372,250	5,992,125	6,612,000	7,231,875
36年		2,626,878	3,135,306	3,643,734	4,236,900	4,872,435	5,507,970	6,143,505	6,779,040	7,414,575
37年		2,691,606	3,212,562	3,733,518	4,341,300	4,992,495	5,643,690	6,294,885	6,946,080	7,597,275
38年		2,756,334	3,289,818	3,823,302	4,445,700	5,112,555	5,779,410	6,446,265	7,113,120	7,779,975
39年		2,821,062	3,367,074	3,913,086	4,550,100	5,232,615	5,915,130	6,597,645	7,280,160	7,962,675
40年		2,885,790	3,444,330	4,002,870	4,654,500	5,352,675	6,050,850	6,749,025	7,447,200	8,145,375
41年		2,950,518	3,521,586	4,092,654	4,758,900	5,472,735	6,186,570	6,900,405	7,614,240	8,328,075
42年		3,015,246	3,598,842	4,182,438	4,863,300	5,592,795	6,322,290	7,051,785	7,781,280	8,510,775
43年		3,074,580	3,669,660	4,264,740	4,959,000	5,702,850	6,446,700	7,190,550	7,934,400	8,678,250
44年		3,074,580	3,669,660	4,264,740	4,959,000	5,702,850	6,446,700	7,190,550	7,934,400	8,678,250
45年		3,074,580	3,669,660	4,264,740	4,959,000	5,702,850	6,446,700	7,190,550	7,934,400	8,678,250
46年		3,074,580	3,669,660	4,264,740	4,959,000	5,702,850	6,446,700	7,190,550	7,934,400	8,678,250
47年		3,074,580	3,669,660	4,264,740	4,959,000	5,702,850	6,446,700	7,190,550	7,934,400	8,678,250
48年		3,074,580	3,669,660	4,264,740	4,959,000	5,702,850	6,446,700	7,190,550	7,934,400	8,678,250
49年以上		3,074,580	3,669,660	4,264,740	4,959,000	5,702,850	6,446,700	7,190,550	7,934,400	8,678,250

(単位：円)

190,000	205,000	220,000	235,000	250,000	265,000	280,000	300,000	320,000	340,000	360,000
99,180	107,010	114,840	122,670	130,500	138,330	146,160	156,600	167,040	177,480	187,920
198,360	214,020	229,680	245,340	261,000	276,660	292,320	313,200	334,080	354,960	375,840
297,540	321,030	344,520	368,010	391,500	414,990	438,480	469,800	501,120	532,440	563,760
396,720	428,040	459,360	490,680	522,000	553,320	584,640	626,400	668,160	709,920	751,680
495,900	535,050	574,200	613,350	652,500	691,650	730,800	783,000	835,200	887,400	939,600
595,080	642,060	689,040	736,020	783,000	829,980	876,960	939,600	1,002,240	1,064,880	1,127,520
694,260	749,070	803,880	858,690	913,500	968,310	1,023,120	1,096,200	1,169,280	1,242,360	1,315,440
793,440	856,080	918,720	981,360	1,044,000	1,106,640	1,169,280	1,252,800	1,336,320	1,419,840	1,503,360
892,620	963,090	1,033,560	1,104,030	1,174,500	1,244,970	1,315,440	1,409,400	1,503,360	1,597,320	1,691,280
991,800	1,070,100	1,148,400	1,226,700	1,305,000	1,383,300	1,461,600	1,566,000	1,670,400	1,774,800	1,879,200
1,467,864	1,583,748	1,699,632	1,815,516	1,931,400	2,047,284	2,163,168	2,317,680	2,472,192	2,626,704	2,781,216
1,613,328	1,740,696	1,868,064	1,995,432	2,122,800	2,250,168	2,377,536	2,547,360	2,717,184	2,887,008	3,056,832
1,758,792	1,897,644	2,036,496	2,175,348	2,314,200	2,453,052	2,591,904	2,777,040	2,962,176	3,147,312	3,332,448
1,904,256	2,054,592	2,204,928	2,355,264	2,505,600	2,655,936	2,806,272	3,006,720	3,207,168	3,407,616	3,608,064
2,049,720	2,211,540	2,373,360	2,535,180	2,697,000	2,858,820	3,020,640	3,236,400	3,452,160	3,667,920	3,883,680
2,543,967	2,744,806	2,945,646	3,146,485	3,347,325	3,548,164	3,749,004	4,016,790	4,284,576	4,552,362	4,820,148
2,781,999	3,001,630	3,221,262	3,440,893	3,660,525	3,880,156	4,099,788	4,392,630	4,685,472	4,978,314	5,271,156
3,020,031	3,258,454	3,496,878	3,735,301	3,973,725	4,212,148	4,450,572	4,768,470	5,086,368	5,404,266	5,722,164
3,258,063	3,515,278	3,772,494	4,029,709	4,286,925	4,544,140	4,801,356	5,144,310	5,487,264	5,830,218	6,173,172
3,884,550	4,191,225	4,497,900	4,804,575	5,111,250	5,417,925	5,724,600	6,133,500	6,542,400	6,951,300	7,360,200
4,215,150	4,547,925	4,880,700	5,213,475	5,546,250	5,879,025	6,211,800	6,655,500	7,099,200	7,542,900	7,986,600
4,545,750	4,904,625	5,263,500	5,622,375	5,981,250	6,340,125	6,699,000	7,177,500	7,656,000	8,134,500	8,613,000
4,876,350	5,261,325	5,646,300	6,031,275	6,416,250	6,801,225	7,186,200	7,699,500	8,212,800	8,726,100	9,239,400
5,206,950	5,618,025	6,029,100	6,440,175	6,851,250	7,262,325	7,673,400	8,221,500	8,769,600	9,317,700	9,865,800
5,537,550	5,974,725	6,411,900	6,849,075	7,286,250	7,723,425	8,160,600	8,743,500	9,326,400	9,909,300	10,492,200
5,802,030	6,260,085	6,718,140	7,176,195	7,634,250	8,092,305	8,550,360	9,161,100	9,771,840	10,382,580	10,993,320
6,066,510	6,545,445	7,024,380	7,503,315	7,982,250	8,461,185	8,940,120	9,578,700	10,217,280	10,855,860	11,494,440
6,330,990	6,830,805	7,330,620	7,830,435	8,330,250	8,830,065	9,329,880	9,996,300	10,662,720	11,329,140	11,995,560
6,595,470	7,116,165	7,636,860	8,157,555	8,678,250	9,198,945	9,719,640	10,413,900	11,108,160	11,802,420	12,496,680
6,859,950	7,401,525	7,943,100	8,484,675	9,026,250	9,567,825	10,109,400	10,831,500	11,553,600	12,275,700	12,997,800
7,058,310	7,615,545	8,172,780	8,730,015	9,287,250	9,844,485	10,401,720	11,144,700	11,887,680	12,630,660	13,373,640
7,256,670	7,829,565	8,402,460	8,975,355	9,548,250	10,121,145	10,694,040	11,457,900	12,221,760	12,985,620	13,749,480
7,455,030	8,043,585	8,632,140	9,220,695	9,809,250	10,397,805	10,986,360	11,771,100	12,555,840	13,340,580	14,125,320
7,653,390	8,257,605	8,861,820	9,466,035	10,070,250	10,674,465	11,278,680	12,084,300	12,889,920	13,695,540	14,501,160
7,851,750	8,471,625	9,091,500	9,711,375	10,331,250	10,951,125	11,571,000	12,397,500	13,224,000	14,050,500	14,877,000
8,050,110	8,685,645	9,321,180	9,956,715	10,592,250	11,227,785	11,863,320	12,710,700	13,558,080	14,405,460	15,252,840
8,248,470	8,899,665	9,550,860	10,202,055	10,853,250	11,504,445	12,155,640	13,023,900	13,892,160	14,760,420	15,628,680
8,446,830	9,113,685	9,780,540	10,447,395	11,114,250	11,781,105	12,447,960	13,337,100	14,226,240	15,115,380	16,004,520
8,645,190	9,327,705	10,010,220	10,692,735	11,375,250	12,057,765	12,740,280	13,650,300	14,560,320	15,470,340	16,380,360
8,843,550	9,541,725	10,239,900	10,938,075	11,636,250	12,334,425	13,032,600	13,963,500	14,894,400	15,825,300	16,756,200
9,041,910	9,755,745	10,469,580	11,183,415	11,897,250	12,611,085	13,324,920	14,276,700	15,228,480	16,180,260	17,132,040
9,240,270	9,969,765	10,699,260	11,428,755	12,158,250	12,887,745	13,617,240	14,589,900	15,562,560	16,535,220	17,507,880
9,422,100	10,165,950	10,909,800	11,653,650	12,397,500	13,141,350	13,885,200	14,877,000	15,868,800	16,860,600	17,852,400
9,422,100	10,165,950	10,909,800	11,653,650	12,397,500	13,141,350	13,885,200	14,877,000	15,868,800	16,860,600	17,852,400
9,422,100	10,165,950	10,909,800	11,653,650	12,397,500	13,141,350	13,885,200	14,877,000	15,868,800	16,860,600	17,852,400
9,422,100	10,165,950	10,909,800	11,653,650	12,397,500	13,141,350	13,885,200	14,877,000	15,868,800	16,860,600	17,852,400
9,422,100	10,165,950	10,909,800	11,653,650	12,397,500	13,141,350	13,885,200	14,877,000	15,868,800	16,860,600	17,852,400
9,422,100	10,165,950	10,909,800	11,653,650	12,397,500	13,141,350	13,885,200	14,877,000	15,868,800	16,860,600	17,852,400
9,422,100	10,165,950	10,909,800	11,653,650	12,397,500	13,141,350	13,885,200	14,877,000	15,868,800	16,860,600	17,852,400

退職手当共済事業実施状況

退職手当共済制度発足の背景

- 昭和30年代、民間の社会福祉施設職員と国公立の社会福祉施設職員とは、給与、その他の待遇面での格差が広がっており、民間の施設においては必要な職員の確保や資質の高い職員の定着化が図れない状況でした。
- 給与は徐々に改善しましたが、退職金については小規模な施設が多いことから積み立てる財源がなく、また、独自の制度の設置も困難でした。
- 昭和34年、中小企業退職金共済制度が創設されましたが、非営利事業である社会福祉事業経営者では掛金負担が困難であり、一定の水準を保った退職手当金の支給が困難な状況でした。
- 昭和35年、全国社会福祉協議会の特別委員会及び厚生省において、退職手当共済制度について調査、検討が行われました。
- 昭和36年6月、社会福祉施設職員等退職手当共済法が制定され、社会福祉事業振興会において、10月から事業を開始しました。

退職手当共済制度の制定及び変遷

民間社会福祉施設における優秀な人材の確保、定着化を図ることをもって社会福祉事業の振興に寄与することを目的とし、昭和36年に社会福祉施設職員等退職手当共済法が制定されました。

- 昭和36年10月1日 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行・事業開始
(福祉医療機構の前身の社会福祉事業振興会が実施主体)

- 平成4年7月1日 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正施行

⇒ゴールドプランの推進等、在宅福祉事業の重要性が増し、ホームヘルパー等の人材を確保する観点から、在宅福祉事業についても対象事業に追加するなどの改正を実施しました。

- 平成13年4月1日 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正施行

⇒社会福祉法人制度が成熟化し、社会福祉法人が多様なニーズに応じてサービスを展開することが求められている状況を踏まえ、社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人に加入者を限定し、共済契約対象となる施設を拡大(申出施設等を追加)しました。

- 平成18年4月1日 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正施行

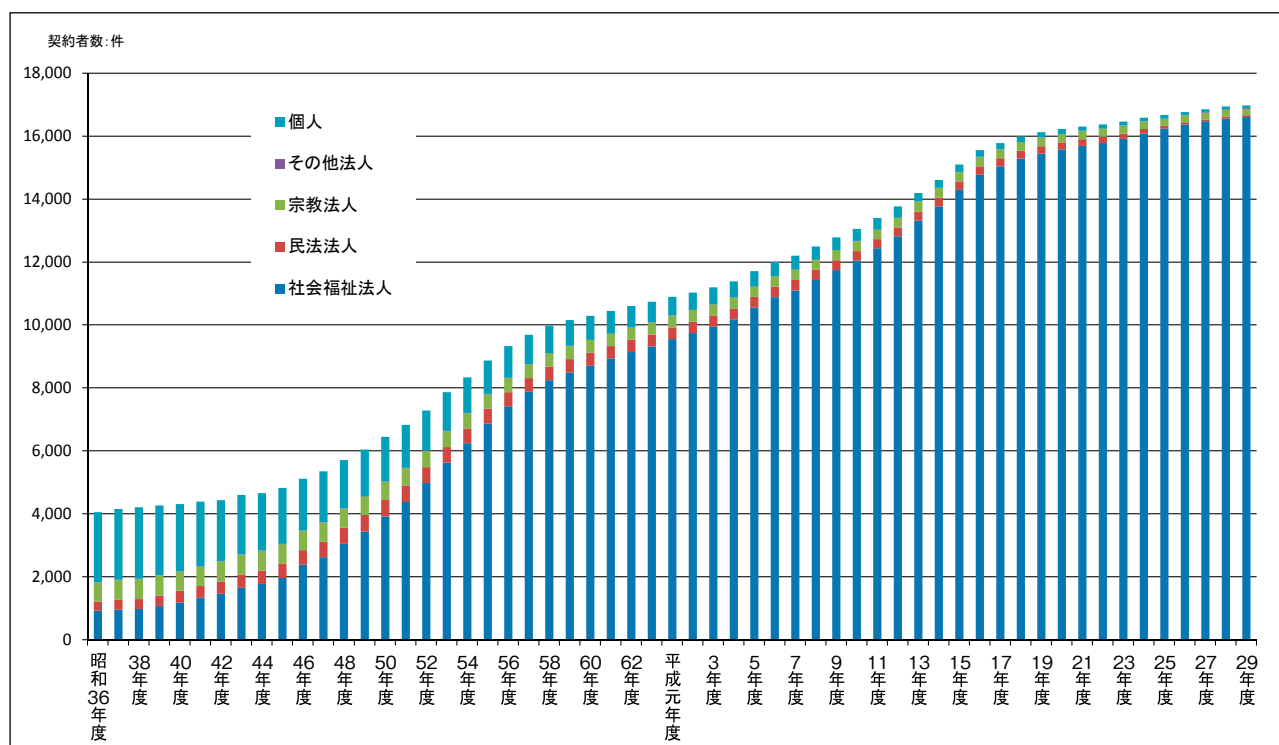
⇒介護保険における民間とのイコールフットिंगの観点から、介護保険制度の対象となる高齢者関係の施設・事業についての公的助成を廃止しました。(共済掛金が1/3の職員と3/3の職員とに二分化)制度の安定化を図る等の観点から、給付水準を1割抑制し、従来の継続異動に加え、退職後2年以内に再び被共済職員になる等一定要件を満たす場合、前後の期間を合算できる等の改正を実施しました。

- 平成28年4月1日 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正施行

⇒措置制度から契約制度への移行、多様な経営主体の参入など社会福祉事業の供給の在り方が変容する中、社会福祉法人と他の経営主体とのイコールフットिंगを図り、国民に対し説明責任を果たせる制度とする必要があること、民間との均衡を考慮しつつ、職員の定着に資するような制度設計とすることがあることとされており、こうした観点から、退職手当金の給付水準の見直し、被共済職員期間の合算制度の見直し、障害者関係の施設又は事業に係る公費助成の見直しを行う等の改正を実施しました。

昭和36年の共済法施行後、4回の法改正を経て、現在に至ります。

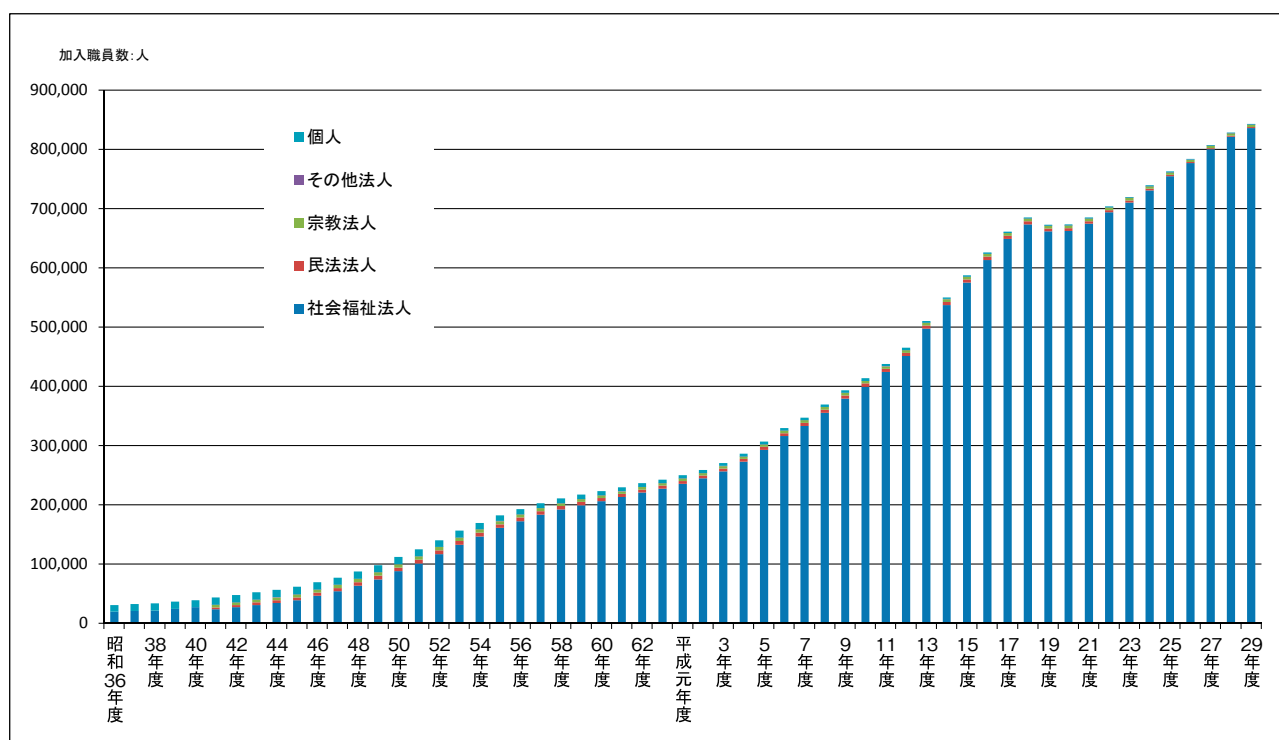
共済契約者数の推移



●共済契約者（経営主体別）

制度開始当初は4,000契約者ほどでしたが、現在では約17,000契約者にまで伸びています。経営者主体別に見ると、当初は個人の契約者が半分以上でしたが、平成13年の制度改正（契約の対象者を社会福祉法人に限定）の影響もあり、現在では全契約者のうち約98%が社会福祉法人となっています。

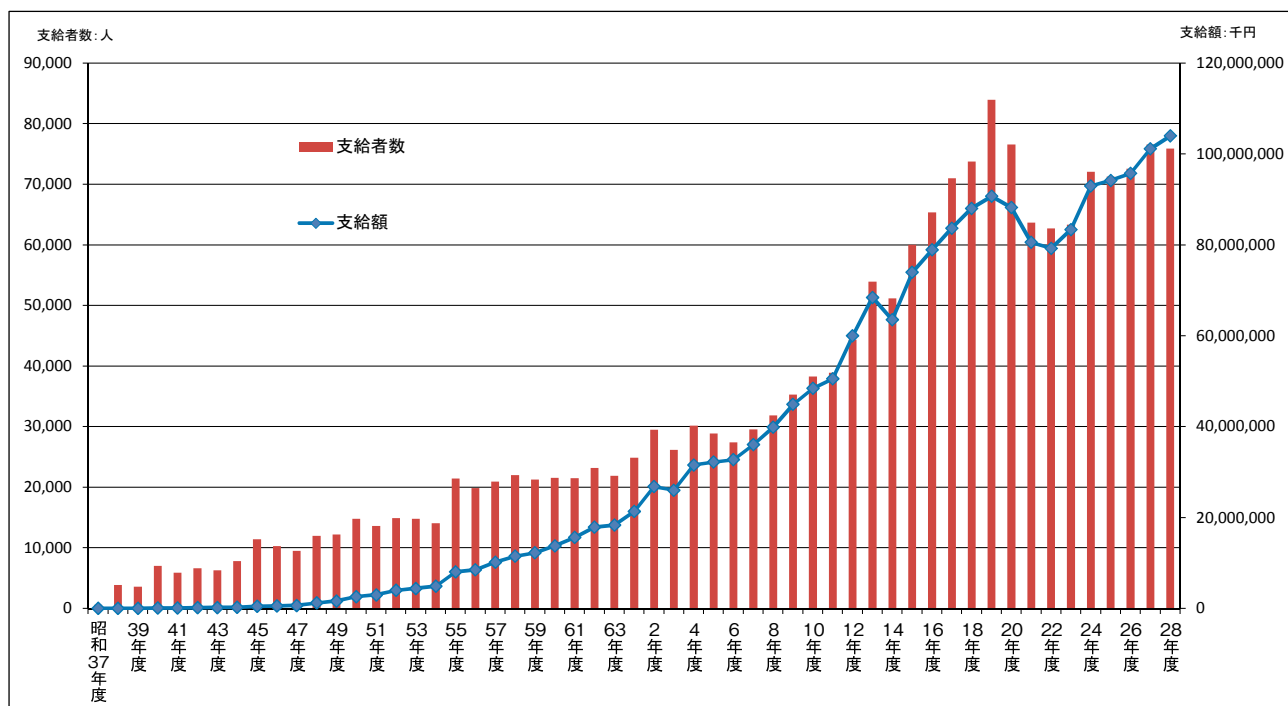
加入職員数の推移



●加入職員数（経営主体別）

現在では、約84万人の職員が加入しています。平成18年に介護保険制度の対象となる施設・事業に対する公的助成が廃止された影響により、一時的に加入職員数は減少しましたが、その後は再び増加の傾向にあります。

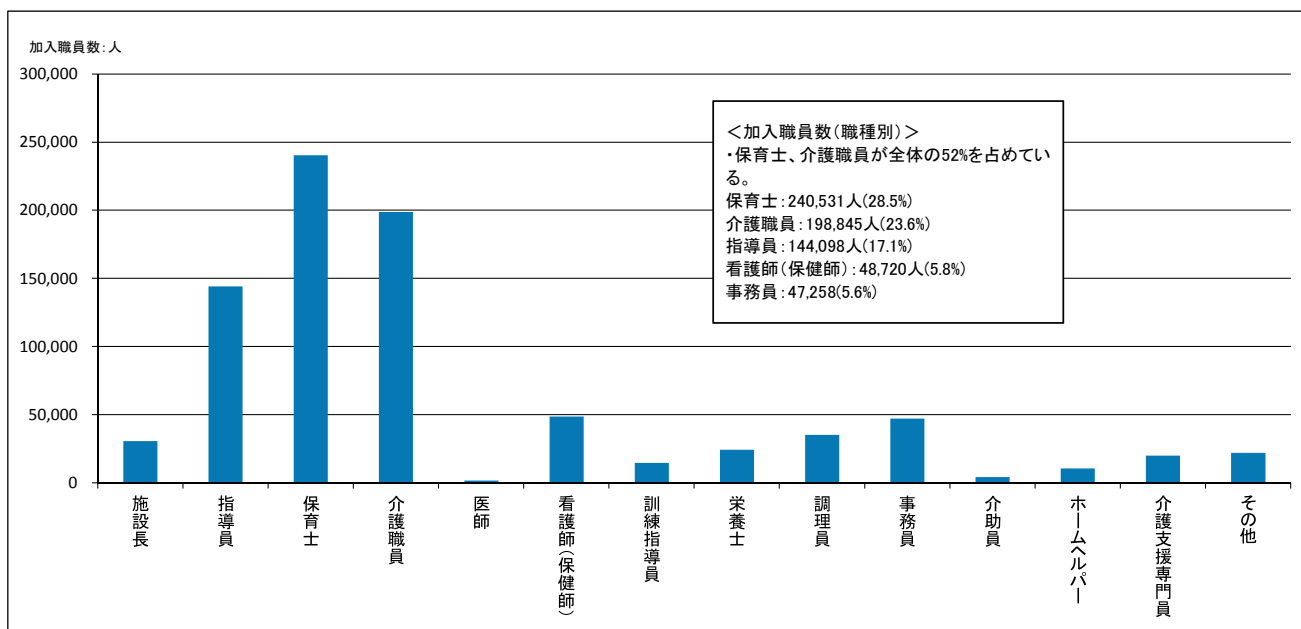
退職金支給者数・支給額の推移



●退職金支給者数・支給額

おおむね被共済職員数と同様に推移しています。平成20年度以降に一旦減少しましたが、近年は再び増加の傾向にあります。

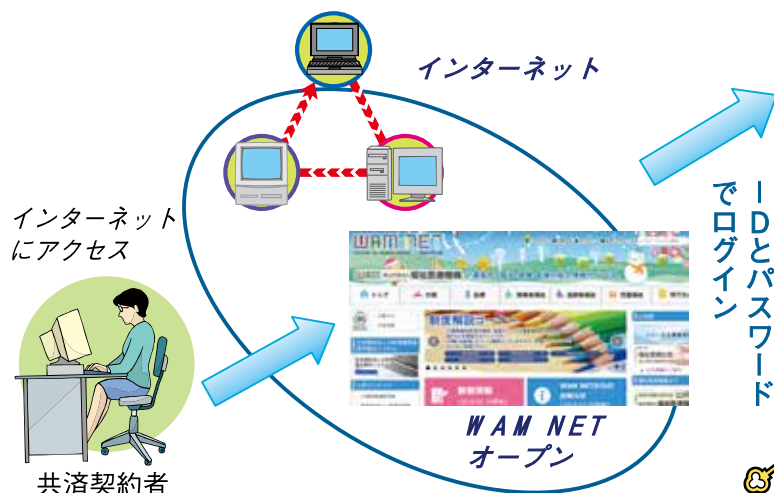
加入職員数（職種別） ※平成29年4月1日現在



退職手当共済電子届出システム

退職手当共済電子届出システムの概要

共済契約者（退職手当共済に係る事務ご担当者）の皆様は、インターネット経由で各種届出書類を提出、または作成することができる「退職手当共済電子届出システム」をご利用いただくことができます。



暗号化され、セキュリティが保たれた環境で情報の入力が可能に！！

※現在、全契約者の88%以上にこのシステムをご利用いただいています。

このシステムをご利用いただくメリットには、次のようなものが挙げられます。

- インターネットに接続できる環境があれば、IDとパスワードを入力することにより、どの施設からでもご利用いただくことができます。なお、SSL方式によりデータを暗号化して送受信しますので、安心してシステムをご利用いただくことができます。
- システム側で入力内容のチェックを行いますので、登録ミスを防止することができます。
- システムにより提出が完了する（郵送の必要がない）届出に関しては、書類の紛失、郵便事故による情報漏洩を防止することができます。また、郵便コストの削減にもつながります。

退職手当共済電子届出システムで提出・作成できる届出書類

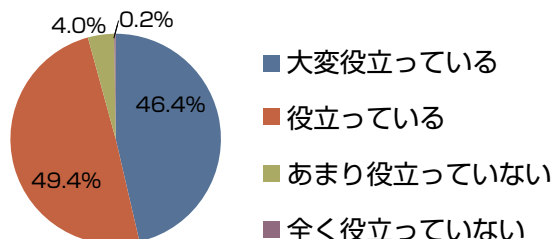
現在、電子届出システムにより提出または作成できる届出書類は、次の4種類です。なお、毎年、利用者の皆様からいただいたご意見、ご要望をもとに、新機能の追加や改修を行っています。

- 掛金納付対象職員届（毎年4月に作成）
- 施設等新設届・申出書（※）
- 被共済職員加入届
- 被共済職員退職届（※）

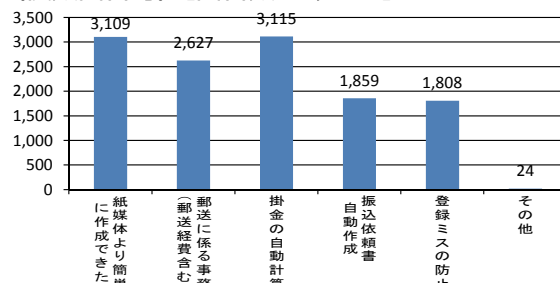
※「施設等新設届・申出書」および「被共済職員退職届」につきましては、システムで届出書を作成・出力後、押印のうえご郵送いただく必要があります。

退職手当共済電子届出システム利用者からの声（H29アンケート）

Q1.届出書類の電子化は、事務負担の軽減に役立っていますか？ [回答数4,725]



Q2.事務負担が軽減されたのはどのような点ですか？（複数回答可） [回答数12,542]



社会福祉施設職員等退職手当共済法等

社会福祉施設職員等退職手当共済法

〔昭和三十六年六月十九日法律第百五十五号〕

最終改正：平成二八年六月三日法律第六五号

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会福祉施設、特定社会福祉事業及び特定介護保険施設等を経営する社会福祉法人の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設の職員、特定社会福祉事業に従事する職員及び特定介護保険施設等の職員について退職手当共済制度を確立し、もつて社会福祉事業の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十一条第二項の規定による認可を受けた救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設

三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第一項の規定による設置の認可を受けた幼保連携型認定こども園

四 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十五条第四項の規定による認可を受けた養護老人ホーム

五 その他前各号に準ずる施設で政令で定めるもの

2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 児童福祉法第三十四条の四第一項の規定による届出がされた児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業

二 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業

三 その他政令で定める社会福祉事業

3 この法律において「特定介護保険施設等」とは、次に掲げる施設又は事業のうち、経営者が退職手当共済契約の申込みにより独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）に申し出たもの又は共済契約者が機構に申し出たもの（第四条の二第一項の規定により機構が承諾したものに限る。）をいう。

一 児童福祉法第三十四条の三第二項の規定による届出がされた障害児通所支援事業

二 児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けた障害児入所施設

三 老人福祉法第十四条の規定による届出がされた老人居宅生活支援事業のうち老人居宅介護等事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業

四 老人福祉法第十五条第四項の規定による認可を受けた特別養護老人ホーム

五 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項の規定による届出がされた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設

六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十九条第二項の規定による届出がされた障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行う事業及び移動支援事業

七 その他前各号に準ずる施設又は事業であつて政令で定めるもの

4 この法律において「申出施設等」とは、共済契約者が経営する社会福祉施設、特定社会福祉事業及び特定介護保険施設等以外の施設又は事業のうち当該共済契約者が機構に申し出たものであつて第四条の二第一項の規定により機構が承諾したものをいう。

5 この法律において「経営者」とは、社会福祉施設、特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等を経営する社会福祉法人をいう。

6 この法律において「社会福祉施設等職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設又は特定社会福祉事業

の業務に常時従事することを要する者をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者（その者が一年以上引き続き使用されるに至つた場合を除く。次項ただし書及び第八項ただし書において同じ。）を除く。

7 この法律において「特定介護保険施設等職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設、特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設等職員以外のものをいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者を除く。

8 この法律において「申出施設等職員」とは、共済契約者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設、特定社会福祉事業、特定介護保険施設等又は申出施設等（以下「共済契約対象施設等」という。）の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設等職員又は特定介護保険施設等職員以外のものをいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者を除く。

9 この法律において「退職手当共済契約」とは、経営者が、この法律の定めるところにより機構に掛金を納付することを約し、機構が、その経営者の使用する社会福祉施設等職員、特定介護保険施設等職員及び申出施設等職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。

10 この法律において「共済契約者」とは、退職手当共済契約の当事者である経営者をいう。

11 この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される社会福祉施設等職員、特定介護保険施設等職員及び申出施設等職員をいう。

12 社会福祉施設又は特定社会福祉事業の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時から退職手当共済契約を締結したときは、変更前の経営者に係る被共済職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

13 特定介護保険施設等又は申出施設等である施設又は事業の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時に当該施設又は事業について第三項又は第四項の規定による申出をしたときは、変更前の経営者に係る特定介護保険施設等職員又は申出施設等職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

第二章 退職手当共済契約

（契約の締結）

第三条 機構は、次に掲げる場合を除いては、退職手当共済契約の締結を拒絶してはならない。

一 契約の申込者が第六条第二項第二号又は第三項の規定により退職手当共済契約を解除され、その解除の日から起算して六月を経過しない者であるとき。

二 契約の申込者が共済契約者であつたことがある者である場合において、その者につき、納付期限を超えてまだ納付されていない掛金（割増金を含む。）があるとき。

三 契約の申込者に使用されている社会福祉施設等職員又は特定介護保険施設等職員につき、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の規定による退職金共済契約が締結されているとき。

四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める正当な理由があるとき。

（契約の成立）

第四条 退職手当共済契約は、機構が契約の申込みを承諾したときは、その申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。

2 退職手当共済契約が成立したときは、共済契約者は、遅滞なく、その旨を被共済職員に通知しなければならない。

(申出の承諾等)

第四条の二 機構は、次に掲げる場合を除いては、特定介護保険施設等又は申出施設等に係る共済契約者の申出を承諾しなければならない。

- 一 当該申出をした共済契約者につき、納付期限を超えてまだ納付されていない掛金（割増金を含む。）があるとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める正当な理由があるとき。
- 2 機構が前項の規定による承諾をしたときは、当該申出に係る特定介護保険施設等又は申出施設等は、当該申出のあつた日において特定介護保険施設等又は申出施設等となつたものとみなす。
- 3 機構が第一項の規定による承諾をしたときは、共済契約者は、遅滞なく、その旨を被共済職員に通知しなければならない。

(被共済職員等の受益)

第五条 被共済職員及びその遺族は、当然退職手当共済契約の利益を受ける。

(契約の解除)

第六条 機構又は共済契約者は、次項から第五項までに規定する場合を除いては、退職手当共済契約を解除することができない。

- 2 機構は、次の各号に掲げる場合には、当該退職手当共済契約を解除しなければならない。
 - 一 共済契約者が、経営者でなくなつたとき。
 - 二 共済契約者が、納付期限後二箇月以内に掛金を納付しなかつたとき。
 - 三 共済契約者が、当該退職手当共済契約に係る被共済職員につき、中小企業退職金共済法の規定による退職金共済契約を締結したとき。
- 3 機構は、共済契約者が第二十八条第一号若しくは第二号の違反行為をしたとき、又は共済契約者の代表者若しくはその代理人、使用人その他の従業者が、当該共済契約者の業務に関して、同条第三号の違反行為をしたときは、当該退職手当共済契約を解除することができる。
- 4 共済契約者は、すべての被共済職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約を解除することができる。
- 5 共済契約者は、その経営する特定介護保険施設等又は申出施設等の業務に従事するすべての被共済職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。
- 6 退職手当共済契約の解除は、将来に向つてのみ効力を生ずる。
- 7 機構は、第二項又は第三項の規定により退職手当共済契約を解除したときは、当該契約に係る被共済職員にその旨を通知しなければならない。

第三章 退職手当金

(退職手当金の支給)

第七条 機構は、被共済職員が退職（被共済職員が前条第二項第二号若しくは第三号又は第三項から第五項までの規定による退職手当共済契約の解除以外の理由により被共済職員でなくなることをいう。以下同じ。）したときは、その者（退職が死亡によるものであるときは、その遺族）に対し、退職手当金を支給する。ただし、被共済職員となつた日から起算して一年に満たないで退職したときは、この限りでない。

(金額)

第八条 退職した者の被共済職員期間が一年以上十年以下である場合における退職手当金の額は、政令で定める八千円を下らない額にその者の被共済職員期間の年数を乗じて得た額に百分の六十を乗じて得た額とする。

- 2 退職した者の被共済職員期間が十一年以上十五年以下である場合における退職手当金の額は、前項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
 - 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の八十八
 - 二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の八十八
- 3 退職した者の被共済職員期間が十六年以上十九年以下である場合における退職手当金の額は、第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の九十二

二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の九十九

三 十六年以上十九年以下の期間については、一年につき百分の百四十四

4 退職した者の被共済職員期間が二十年以上である場合における退職手当金の額は、第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百

二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百十

三 十六年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百六十

四 二十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の二百

五 二十六年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百六十

六 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百二十

第九条 業務上の負傷若しくは疾病により政令で定める程度の障害の状態になつたことにより、又は業務上死亡したことにより退職した者の被共済職員期間が一年以上十九年以下である場合における退職手当金の額は、前条第一項から第三項までの規定にかかわらず、同条第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百

二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百十

三 十六年以上十九年以下の期間については、一年につき百分の百六十

第九条の二 前二条の規定により計算した退職手当金の額が、第八条第一項の規定に基づく政令で定める額に六十を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当金の額とする。

(遺族の範囲及び順位)

第十条 第七条の規定により退職手当金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者（届出をしていないが、被共済職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

二 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で被共済職員の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、被共済職員の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

2 退職手当金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に規定する順序による。この場合において、父母については養父母、実父母の順序により、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順序による。

3 前項の規定により退職手当金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、退職手当金は、その人数によつて等分して支給する。

(被共済職員期間の計算)

第十一条 被共済職員期間を計算する場合には、月によるものとし、その者が被共済職員となつた日の属する月から被共済職員でなくなつた日の属する月までをこれに算入する。

2 前項の場合において、その者が被共済職員となつた日の属する月から被共済職員でなくなつた日の属する月までの期間のうちに、その者が当該共済契約対象施設等の業務に従事した日数が十日以下である月があるときは、その月は、同項の規定にかかわらず、被共済職員期間に算入しない。

3 被共済職員が業務上負傷又は疾病にかかり、療養のために当該共済契約対象施設等の業務に従事しなかつた期間及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号に規定する介護休業により当該業務に従事しなかつた期間並びに女子である被共済職員が出産前六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）及び出産後八週間に

- において当該業務に従事しなかつた期間は、前項の規定の適用については、当該被共済職員は、当該業務に従事したものとみなす。
- 4 被共済職員が次に掲げる休業により当該共済契約対象施設等の業務に従事しなかつた場合には、前二項の規定にかかわらず、当該業務に従事しなかつた日の属する月から当該業務に従事することとなつた日の属する月までの間の月数の二分の一に相当する月数は、被共済職員期間に算入する。ただし、当該業務に従事しなかつた日又は当該業務に従事することとなつた日の属する月が前三項の規定により被共済職員期間に算入されるときは、その月については、この限りでない。
- 一 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業（同法附則第二条に規定する事業所の労働者に係る育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成七年法律第七十号）第一条の規定による改正前の育児休業等に関する法律第二条第一項に規定する育児休業に相当する休業を含む。）
- 二 旧義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）に規定する育児休業に相当する休業
- 5 被共済職員が被共済職員でなくなつた日の属する月にさらに被共済職員となつた場合において、その月がその被共済職員でなくなつたことによつて支給される退職手当金の計算の基礎となつてゐるときは、その月は、第一項の規定にかかわらず、その被共済職員となつた後の期間に係る被共済職員期間に算入しない。
- 6 引き続き一年以上被共済職員であつた者が、第六条第二項第二号若しくは第三号又は第三項から第五項までの規定によつて退職手当共済契約が解除されたことにより被共済職員でなくなつた場合において、その者が、被共済職員でなくなつた日から起算して一箇月以内にさらに被共済職員となり、引き続き一年以上被共済職員であつたときは、第一項の規定の適用については、その者は、その間引き続き被共済職員であつたものとみなし、その者が、被共済職員でなくなつた日から起算して一箇月をこえ、同日から起算して五年以内にさらに被共済職員となり、引き続き一年以上被共済職員であつたときは、前後の各期間につき前五項の規定によつて計算した被共済職員期間を合算する。
- 7 引き続き一年以上被共済職員である者が、その者に係る共済契約者の経営する共済契約対象施設等以外の施設又は事業の業務に常時従事することを要するものとなつたことその他これに準ずる理由として政令で定める理由により退職した場合において、その者が、退職した日から起算して五年以内に、退職手当金を請求しないで再び当該共済契約者に係る被共済職員となつたときは、前後の各期間につき第一項から第五項までの規定によつて計算した被共済職員期間を合算する。
- 8 前項の規定による場合のほか、引き続き一年以上被共済職員である者が退職した場合（第十三条第一項に該当する場合を除く。）において、その者が、退職した日から起算して三年以内に、退職手当金を請求しないで再び被共済職員となり、かつ、その者が機構に申し出たときは、前後の各期間につき第一項から第五項までの規定によつて計算した被共済職員期間を合算する。
- 9 被共済職員期間（前三項の規定により二以上の被共済職員期間を合算すべき場合には、合算後の被共済職員期間）に一年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。
- （支払の差止め）
- 第十二条 機構は、退職した被共済職員をその退職時まで使用していた共済契約者が、当該退職の日の属する事業年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の掛金を納付するまでは、当該退職に係る退職手当金の支払を差し止めることができる。
- （支給の制限）
- 第十三条 機構は、被共済職員が自己の犯罪行為その他これに準ずべき重大な非行により退職したときは、退職手当金を支給しない。
- 2 機構は、被共済職員を故意に死亡させた者には、退職手当金を支給しない。被共済職員の死亡前に、その者の死亡によつて退職手当金の支給を受けるべき者を故意に死亡させた者にも、同様とする。
- （譲渡等の禁止）
- 第十四条 退職手当金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

第四章 掛金

（掛金の納付）

第十五条 共済契約者は、毎事業年度、機構に掛金を納付しなければならない。

2 掛金は、退職手当金の支給に要する費用に充てられるべきものとし、その額は、次に掲げる掛金ごとに、それぞれ政令で定める。

一 社会福祉施設等職員（被共済職員である者に限る。）に係る掛金

二 特定介護保険施設等職員（被共済職員である者に限る。）に係る掛金

三 申出施設等職員に係る掛金

3 前項に規定する掛金の額は、退職手当金の支給に要する費用の予想額、被共済職員の見込数等に照らし、おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

（納付期限）

第十六条 毎事業年度に納付すべき掛金の納付期限は、当該事業年度の五月三十一日とする。ただし、新たに退職手当共済契約が締結された場合における当該契約の申込みの日又はその承諾の日が属する事業年度分の掛金にあつては、機構が当該契約の申込みを承諾した日から起算して二箇月を経過する日とする。

2 機構は、災害その他やむを得ない理由により掛金の納付義務者が掛金をその納付期限までに納付することができないと認めるときは、その納付期限を延長することができる。

（割増金）

第十七条 機構は、掛金の納付義務者が掛金をその納付期限までに納付しなかつたときは、その納付義務者に対し、割増金を請求することができる。

2 割増金の額は、掛金の額につき年十四・六パーセントの割合で納付期限の翌日から納付の日の前日までの日数によつて計算した額をこえることができない。

第五章 国及び都道府県の補助

（国の補助）

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるもの及び特定介護保険施設等職員であるもの（次に掲げる者に限る。）に係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「補助金算定対象額」という。）の三分の一以内を補助することができる。

一 社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に相当程度従事することを要する者として政令で定めるもの（次号に掲げる者を除く。）

二 児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けた障害児入所施設の業務（同法第二十七条第一項の規定により同項第三号の措置がとられている児童に係るものに限る。）に従事することを要する者として政令で定めるもの

（都道府県の補助）

第十九条 都道府県は、毎年度、当該都道府県の予算の範囲内において、機構に対し、補助金算定対象額の一部を補助することができる。

第六章 雑則

（時効）

第二十条 退職手当金の支給を受ける権利及び掛金を請求し、又はその返還を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて消滅する。

（届出）

第二十一条 共済契約者は、厚生労働省令の定めるところにより、被共済職員の異動、業務に従事した日数その他厚生労働省令で定める事項を機構に届け出なければならない。

（記録の作成及び保存）

第二十二条 共済契約者は、その使用する被共済職員ごとに、従業の状況その他厚生労働省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2 共済契約者は、前項の記録を、その作成の日から起算して二年間、保存しなければならない。

（立入検査）

第二十三条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員をして、経営者の経営する共済契約対象施設等に

係る施設若しくは事業所又は経営者の事務所に立ち入って、被共済職員若しくは掛金に関する事項について関係人に質問させ、又はこれらの事項に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。

2 前項の規定によつて質問及び検査を行なう当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（原簿）

第二十四条 機構は、被共済職員に関する原簿を備え、これに被共済職員の氏名、被共済職員期間その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。

2 被共済職員又は被共済職員であつた者は、厚生労働省令の定めるところにより、いつでも前項の原簿の閲覧を請求することができる。

（あつせん）

第二十五条 退職手当共済契約の成立若しくはその解除の効力又は掛金に関して、機構と契約の申込者又は共済契約者との間に紛争が生じた場合において、契約の申込者又は共済契約者から請求があつたときは、厚生労働大臣は、その紛争の解決についてあつせんをすることができる。

2 被共済職員期間又は退職手当金に関して、機構と被共済職員又は被共済職員であつた者若しくはその遺族との間に紛争が生じた場合において、被共済職員又は被共済職員であつた者若しくはその遺族から請求があつたときも、前項と同様とする。

3 前二項の規定によるあつせんの請求の手續その他あつせんに関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（戸籍事項の無料証明）

第二十六条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長（又は総合区長とする。）は、機構又は退職手当金の支給を受ける権利を有する者に対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例の定めるところにより、被共済職員、被共済職員であつた者又は退職手当金の支給を受ける権利を有する者の戸籍に関し、無料で証明を行なうことができる。

（事務の区分）

第二十六条の二 第二十三条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号 法定受託事務とする。

（経過措置）

第二十六条の三 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（実施命令）

第二十七条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手續その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

（罰則）

第二十八条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出した者

二 第二十二条第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は同条第二項の規定に違反した者

三 第二十三条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は同項の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十九条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同条の刑を科する。

附 則 抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十六年十月一日から施行する。ただし、第四

章の規定は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（施設又は事業の転換を行う場合の特例）

2 共済契約者が、その経営する社会福祉施設又は特定社会福祉事業を特定介護保険施設等、申出施設等その他の施設又は事業へ転換する場合（政令で定める場合に限る。）におけるこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 （平成二八年六月三日法律第六五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令

（昭和三十六年八月五日政令第二百八十六号）

最終改正：平成二八年三月三十一日政令第一八五号

（社会福祉施設）

第一条 社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下「法」という。）

第二条第一項第五号に規定する施設は、次に掲げる施設とする。

一 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する婦人保護施設であつて、当該施設における要保護女子の収容保護及びこれに伴い必要な事務に要する費用について、同法第三十八条第一項第四号の規定による都道府県の支弁が行われているもの

二 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する軽費老人ホームであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの（第二条の二 第一号に掲げるものを除く。）

三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する視聴覚障害者情報提供施設であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

四 授産施設であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

五 身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センターのうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第七十七条第一項第九号の事業に相当する事業を行うものであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの（同号の事業に相当する事業を行う部分に限る。）

（特定社会福祉事業）

第二条 法第二条第二項第三号の政令で定める社会福祉事業は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の十五第二項の規定による認可を受けた小規模保育事業とする。

（特定介護保険施設等）

第二条の二 法第二条第三項第七号の政令で定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。

一 老人福祉法に規定する軽費老人ホームであつて、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項 本文、第四十二条の二第一項本文又は第五十三条第一項本文の指定に係るもの

二 老人福祉法に規定する老人福祉センターのうち、同法 に規定する老人デイサービス事業を行うものであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの（老人デイサービス事業を行う部分に限る。）

三 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンターであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

四 老人福祉法に規定する老人短期入所施設であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

五 老人福祉法第十四条の規定による届出がなされた複合型サービス福祉事業であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する地域活動支援センターであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する福祉ホームであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち短期入所又は重度障害者等包括支援を行う事業

（退職手当金の額の計算の基礎となる額）

第三条 法第八条第一項に規定する政令で定める額は、退職（法第七条に規定する退職をいう。以下同じ。）した者の退職の日の属する月前（退職の日が月の末日である場合は、その月以前）における被共済職員期間の計算の基礎となつた最後の六月の本俸の総額を六で

除して得た額についての次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

74,000 円未満	62,000 円
74,000 円以上 86,000 円未満	74,000 円
86,000 円以上 100,000 円未満	86,000 円
100,000 円以上 115,000 円未満	100,000 円
115,000 円以上 130,000 円未満	115,000 円
130,000 円以上 145,000 円未満	130,000 円
145,000 円以上 160,000 円未満	145,000 円
160,000 円以上 175,000 円未満	160,000 円
175,000 円以上 190,000 円未満	175,000 円
190,000 円以上 205,000 円未満	190,000 円
205,000 円以上 220,000 円未満	205,000 円
220,000 円以上 235,000 円未満	220,000 円
235,000 円以上 250,000 円未満	235,000 円
250,000 円以上 265,000 円未満	250,000 円
265,000 円以上 280,000 円未満	265,000 円
280,000 円以上 300,000 円未満	280,000 円
300,000 円以上 320,000 円未満	300,000 円
320,000 円以上 340,000 円未満	320,000 円
340,000 円以上 360,000 円未満	340,000 円
360,000 円以上	360,000 円

(障害の程度)

第四条 法第九条に規定する政令で定める程度の障害の状態は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態とする。

(被共済職員期間を合算する場合の退職理由)

第五条 法第十一条第七項の政令で定める理由は、引き続き一年以上被共済職員である者が、その者に係る共済契約者の経営する共済契約対象施設等の業務及び共済契約対象施設等以外の施設又は事業の業務を兼務することを要するものとなつたこと（兼務するそれぞれの業務の勤務時間の一週間の合計が、当該共済契約対象施設等の業務に常時従事する者の一週間の勤務時間に見合う場合に限る。）とする。

(掛金の額)

第六条 法第十五条第二項第一号に規定する社会福祉施設等職員に係る掛金の額は、単位掛金額（次条の規定により厚生労働大臣が定める額をいう。以下同じ。）に当該事業年度の初日において当該共済契約者が使用する社会福祉施設等職員の数を乗じて得た額とする。

2 法第十五条第二項第二号に規定する特定介護保険施設等職員に係る掛金の額は、単位掛金額に三を乗じて得た額に当該事業年度の初日において当該共済契約者が使用する特定介護保険施設等職員の数を乗じて得た額とする。ただし、当該特定介護保険施設等職員が使用される施設又は事業所が次の各号に掲げるものである場合にあつては、当該特定介護保険施設等職員に係る掛金の額は、単位掛金額に当該各号に定める数を乗じて得た額と、単位掛金額に三を乗じて得た額に当該事業年度の初日において当該施設又は事業所において使用する特定介護保険施設等職員の数から当該各号に定める数を控除して得た数を乗じて得た額との合計額とする。

一 法第二条第三項第二号に掲げる施設であつて、かつ、児童福祉法第二十七条第一項の規定により同項第三号の措置がとられた児童に関する業務量の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定したもの（以下この条において「措置入所障害児関係業務割合」という。）が零を上回るもの 当該事業年度の初日において当該施設において使用する特定介護保険施設等職員の数に当該施設の措置入所障害児関係業務割合を乗じて得た数（その数に満たない端数があるときは、これを切り捨てて得た数。以下「措置入所障害児関係業務従事職員数」という。）

二 法第二条第三項第一号、第三号若しくは第六号又は第二条の二第八号に掲げる事業を行う事業所であつて、かつ、特定社会福祉事業に関する業務量の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定したもの（以下この条において「特定社会福祉事業割合」

という。）が三分の一以上であるもの 当該事業年度の初日において当該事業所において使用する特定介護保険施設等職員の数に当該事業所の特定社会福祉事業割合を乗じて得た数（その数に満たない端数があるときは、これを切り捨てて得た数。以下「特定職員数」という。）

3 法第十五条第二項第三号に規定する申出施設等職員に係る掛金の額は、単位掛金額に三を乗じて得た額に当該事業年度の初日において当該共済契約者が使用する申出施設等職員の数を乗じて得た額とする。

4 新たに退職手当共済契約が締結された場合における当該契約の申込みの日が属する事業年度分の掛金の額は、前三項の規定にかかわらず、単位掛金額に当該契約の申込みの日における第一号に掲げる数と第二号に掲げる数とを合計した数を乗じて得た額を十二で除して得た額に、その申込みの日の属する月から当該事業年度の末日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

一 当該共済契約者が使用する社会福祉施設等職員の数。ただし、次のイに掲げる場合にあつては当該社会福祉施設等職員の数とイに定める数とを合計した数とし、次のロに掲げる場合にあつては当該社会福祉施設等職員の数とロに定める数とを合計した数とする。

イ 当該特定介護保険施設等職員を使用する施設が第二項第一号に掲げる施設に該当する場合 当該施設において使用する特定介護保険施設等職員の数に当該施設の措置入所障害児関係業務割合を乗じて得た数（その数に満たない端数があるときは、これを切り捨てて得た数。以下この条において「新規措置入所障害児関係業務従事職員数」という。）

ロ 当該特定介護保険施設等職員を使用する事業所が第二項第二号に掲げる事業所に該当する場合 当該事業所において使用する特定介護保険施設等職員の数に当該事業所の特定社会福祉事業割合を乗じて得た数（その数に満たない端数があるときは、これを切り捨てて得た数。以下この条において「新規特定職員数」という。）

二 当該共済契約者が使用する特定介護保険施設等職員の数と申出施設等職員の数とを合計した数に三を乗じて得た数。ただし、前号イに掲げる場合にあつては当該合計した数から新規措置入所障害児関係業務従事職員数を、同号ロに掲げる場合にあつては当該合計した数から新規特定職員数を、それぞれ控除して得た数に三を乗じて得た数とする。

5 新たに退職手当共済契約が締結された場合であつて、かつ、当該契約の申込みの日において当該共済契約者が第二項第一号に掲げる施設と同項第二号に掲げる事業所のいずれも経営する場合におけるその申込みの日が属する事業年度分の掛金の額は、前各項の規定にかかわらず、単位掛金額に当該契約の申込みの日における第一号に掲げる数と第二号に掲げる数とを合計した数を乗じて得た額を十二で除して得た額に、その申込みの日の属する月から当該事業年度の末日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

一 当該共済契約者が使用する社会福祉施設等職員の数、新規措置入所障害児関係業務従事職員数及び新規特定職員数を合計した数

二 当該共済契約者が使用する特定介護保険施設等職員の数と申出施設等職員の数とを合計した数から新規措置入所障害児関係業務従事職員数と新規特定職員数とを合計した数を控除して得た数に三を乗じて得た数

(単位掛金額)

第七条 単位掛金額は、毎事業年度、当該事業年度において支給される退職手当金の見込額から第一号に掲げる額を控除して得た額を第二号に掲げる数で除して得た額を基準として厚生労働大臣が定める。

一 次に掲げる額の合計額

イ 国が当該事業年度において独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）に対し交付する法第十八条 に規定する費用に係る補助金の見込額

ロ 各都道府県が当該事業年度において機構に対し交付する法第十九条に規定する補助金の見込額の合計額

二 次に掲げる数の合計数

イ 当該事業年度の初日における社会福祉施設等職員（被共済職員である者に限る。）の見込数、措置入所障害児関係業務従事職員数の見込数及び特定職員数の見込数を合計した数

ロ 当該事業年度の初日における特定介護保険施設等職員の見込数と申出施設等職員の見込数とを合計した数から措置入所障害児関係業務従事職員数の見込数と特定職員数の見込数とを合計した数を控除して得た数に三を乗じて得た数

(国の補助の対象となる特定介護保険施設等職員)

第八条 法第十八条第一号の政令で定める者は、第六条第二項第二号に掲げる事業所において使用する特定介護保険施設等職員とする。

2 法第十八条第二号の政令で定める者は、第六条第二項第一号に掲げる施設において使用する特定介護保険施設等職員とする。
(補助金算定対象額)

第九条 法第十八条に規定する補助金算定対象額は、当該事業年度における退職手当金の支給に要する費用の額に当該事業年度の初日における社会福祉施設等職員（被共済職員である者に限る。）の数、措置入所障害児関係業務従事職員数及び特定職員数を合計した数を同日における被共済職員の数で除して得た数を乗じて得た額とする。

附 則 抄
(施行期日)

1 この政令は、昭和三十六年十月一日から施行する。ただし、第四条及び第五条の規定は、昭和三十七年四月一日から施行する。

(施設又は事業の転換を行う場合の特例)

2 法附則第二項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二条第一項第四号に掲げる施設を第二条の二第一号に掲げる施設へ転換する場合

二 第一条第二号に掲げる施設を第二条の二第一号に掲げる施設へ転換する場合

三 障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十八年政令第三百二十号）第二十条の規定による改正前の第一条第六号に掲げる施設のうち障害者自立支援法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）に規定する精神障害者地域生活支援センターであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するものを障害者自立支援法に規定する相談支援事業を行う施設へ転換する場合

3 前項各号に掲げる場合において、当該転換の際現に法第四条第一項の規定により成立している退職手当共済契約（前項各号に掲げる施設に係るものに限る。以下「転換退職手当共済契約」という。）は、特定介護保険施設等に係る退職手当共済契約とみなす。この場合において、転換後の前項第三号の施設は、特定介護保険施設等とみなして、法の規定を適用する。

4 附則第二項各号に掲げる場合において、当該転換をする日（以下「転換日」という。）前に転換されることとなる施設を経営していた共済契約者（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成十二年法律第一百十一号）附則第二十三条第一項の規定の適用を受ける者を含む。以下同じ。）が、転換日前に厚生労働省令で定めるところにより機構に届け出たときは、転換日以後新たに当該共済契約者に使用され、かつ、当該転換後の施設の業務に常時従事することを要する者となる者については、前項及び法第二条第十一項の規定にかかわらず、被共済職員でないものとする。

5 附則第二項各号に掲げる場合において、転換日の前日に被共済職員であつた者のうち、転換日以後において当該転換後の施設に係る特定介護保険施設等職員又は転換日以後において当該転換後の同項第三号の施設に常時従事することを要する者であるもの（共済契約者に継続して使用される者に限る。）については、社会福祉施設等職員とみなして、法第十五条、第十八条及び第十九条の規定を適用する。

6 附則第二項各号に掲げる場合において、当該転換の際現に当該転換後の施設を経営している共済契約者が、当該共済契約者に使用され、かつ、当該転換後の施設の業務に常時従事することを要する者であつて、転換日以後に被共済職員となつたもののすべての同意を得たときは、法第六条第五項の規定にかかわらず、当該転換退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。

7 前項の規定による転換退職手当共済契約の解除は、法第六条第六項、第七条及び第十一条第六項の規定の適用については、法第六条第五項の規定による退職手当共済契約の解除とみなす。

附 則 （平成二八年三月三一日政令第一八五号） 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則

(昭和三十六年八月五日厚生省令第三十六号)

最終改正：平成二八年三月三一日厚生労働省令第七八号

第一章 共済契約の締結等

(契約締結の拒絶理由)

第一条 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号。以下「法」という。）第三条第四号の厚生労働省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一 退職手当共済契約（以下「共済契約」という。）の申込者がその使用する職員に対する給与の支払を怠つていること。

二 次条に規定する申込書に虚偽の記載が行われていること。

(契約の申込み)

第二条 共済契約の申込みは、次に掲げる事項を記載した申込書を独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）に提出して行わなければならない。

一 申込者の名称及び主たる事務所の所在地

二 社会福祉施設又は特定社会福祉事業の名称、種類及び所在地（特定社会福祉事業にあつては、その事務所の所在地）並びに社会福祉施設については、その取扱定員

三 共済契約を締結したことの有無及び締結したところのある場合には、その締結に係る期間

四 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）の規定による退職金共済契約を締結していることの有無

五 社会福祉施設等職員の氏名、生年月日、職種、本俸月額及びその従事する社会福祉施設又は特定社会福祉事業の名称

六 社会福祉施設等職員のうちに法第六条第二項第二号若しくは第三号又は第三項から第五項までの規定によつて共済契約が解除されたことにより被共済職員でなくなつたことがある者がある場合には、その者の氏名及び当該共済契約者の氏名又は名称

七 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する軽費老人ホーム（以下「軽費老人ホーム」という。）であつて社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号。以下「令」という。）第一条第二号に規定する施設に該当するものにあつては、その旨

2 前項の申込書には、その申込みに係る社会福祉施設又は特定社会福祉事業が社会福祉施設又は特定社会福祉事業であることを証する書類を添付しなければならない。

(契約の申込みの承諾等)

第三条 機構は、共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約の締結を証する書類に約款を添えて当該共済契約の申込者に送付しなければならない。

2 機構は、共済契約の締結を拒絶したときは、その理由を付してその旨を当該共済契約の申込者に文書で通知しなければならない。

(申出の拒絶理由)

第三条の二 法第四条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一 申出を行つた共済契約者がその使用する職員に対する給与の支払を怠つていること。

二 次条に規定する申出書に虚偽の記載が行われていること。

三 申出を行つた共済契約者が当該申出に係る施設又は事業について当該申出の日前一年以内に法第六条第五項の規定により退職手当共済契約を解除していること。

(特定介護保険施設等及び申出施設等に係る申出)

第三条の三 法第二条第三項及び第四項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出して行わなければならない。

一 申出を行う共済契約者の名称及び主たる事務所の所在地

二 申出に係る施設又は事業の名称、種類及び所在地（事業にあつては、その事務所の所在地）並びに施設については、その取扱定員

三 申出に係る施設若しくは事業の業務に常時従事することを要する者（次号及び第五号において「常勤者」という。）又は当該施設若しくは事業の業務及び申出を行う共済契約者が経営する共済契約対象施設等の業務を兼務することを要する者（兼務するそれぞれの業務の勤務時間の一週間の合計が、当該共済契約対象施設等の業務に常時従事する者の一週間の勤務時間に見合う場合に限る。次号及び第五号において「兼務者」という。）の氏名、生年月日、職種、本俸月額及びその従事する施設又は事業の名称

四 常勤者又は兼務者のうちに法第六条第二項第二号若しくは第三号又は第三項から第五項までの規定によつて共済契約が解除されたことにより被共済職員でなくなつたことがある者がある場合には、その者の氏名及び当該共済契約者の氏名又は名称

五 常勤者又は兼務者のうちに引き続き一年以上当該申出を行う共済契約者に係る被共済職員であつた者で法第十一条第七項又は令第五条に規定する理由により退職したことがある者がある場合には、その者の氏名及び退職した年月日

六 軽費老人ホームにあつては、令第二条の二第一号に規定する施

設に該当する旨

七 令第六条第二項第一号に掲げる施設にあつては同号に定める措置入所障害児関係業務従事職員数、同項第二号に掲げる事業所にあつては同号に定める特定職員数

2 前項の申出書には、法第二条第三項の規定による申出にあつてはその申出に係る施設又は事業が同項各号に規定する施設又は事業のいずれかであることを証する書類、同条第四項の規定による申出にあつてはその申出に係る施設又は事業が当該申出を行う共済契約者が経営しているものであることを証する書類を添付しなければならない。

(申出の承諾等)

第三条の四 機構は、特定介護保険施設等又は申出施設等に係る申出を承諾したときは、申出の承諾を証する書類を当該申出を行った共済契約者に送付しなければならない。

2 機構は、申出を拒絶したときは、その理由を付してその旨を当該申出を行った共済契約者に文書で通知しなければならない。

(機構が行う契約の解除)

第四条 法第六条第二項又は第三項の規定による共済契約の解除は、その旨を当該共済契約者に文書で通知することによつて行わなければならない。

2 前項の通知には、解除の理由を附さなければならない。

(共済契約者が行う契約の解除)

第五条 法第六条第四項又は第五項の規定による共済契約の解除は、同項の同意があつたことを証する書類を添えてその旨を機構に文書で通知することによつて行わなければならない。

第二章 退職手当金の支給等

(退職手当金の請求)

第六条 退職手当金の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出して行わなければならない。

一 請求者の氏名及び住所

二 被共済職員であつた者の氏名及び生年月日並びに退職の理由及び年月日

三 共済契約者の名称及び主たる事務所の所在地

四 振込みを希望する金融機関（機構の指定するものに限る。以下同じ。）の名称及び預貯金口座の番号

2 退職した者が法第九条の規定に該当するときは、前項の請求書には、障害の状態に関する医師の診断書又は業務上の負傷若しくは疾病若しくは死亡であることを証する書類を添付しなければならない。

3 退職手当金を請求しようとする者が被共済職員の遺族であるときは、第一項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 死亡診断書その他被共済職員の死亡を証する書類

二 請求者と死亡した被共済職員との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本（請求者が届出をしていないが被共済職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を明らかにすることができる書類）

三 請求者が法第十条第一項第二号又は第三号に掲げる者であるときは、被共済職員の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたことを明らかにすることができる書類

四 請求者が死亡した被共済職員の配偶者以外の者であるときは、その者より先順位の遺族がないことを明らかにすることができる書類

4 退職手当金の支給を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、退職手当金の請求は、退職手当金の受領に関し一切の権限を有する代理人一人を定め、その者によりしなければならない。

5 前項の代理人は、その権限を証する書類を機構に提出しなければならない。

6 退職手当金の支給を受けることができる者が死亡した場合において、その者の相続人が退職手当金の請求をしようとするときは、前五項の規定によるほか、第一項の請求書には、当該相続人が当該退職手当金の支給を受けることができる者の相続人であることを明らかにすることができる書類を添付しなければならない。

(退職手当金の支給)

第七条 退職手当金の支給は、請求者の希望する金融機関の預貯金口座への振込みの方法によるものとする。

(被共済職員期間の合算の申出)

第八条 法第十一条第八項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出して行わなければならない。

一 当該申出を行う被共済職員（以下この条において「申出職員」という。）の氏名及び生年月日

二 申出職員の退職の理由及び退職した年月日

三 申出職員が退職する前に使用された共済契約者及び再び被共済職員となつた際に使用されることとなる共済契約者の氏名又は名称（措置入所障害児関係業務割合）

第八条の二 令第六条第二項第一号に規定する措置入所障害児関係業務割合は、当該事業年度の前年度の各月の初日における同号に規定する特定介護保険施設等職員が使用される施設を利用する児童の合計数（当該施設の運営が前年度の三月二日以後に開始された場合にあつては、当該施設の運営が開始された日及びその翌月の初日における当該児童の合計数（当該施設の運営が開始された日が月の初日であるときは、その日における当該児童の数））のうち、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項の規定により同項第三号の措置がとられたものの占める割合とする。

第三章 掛金の納付

(特定社会福祉事業割合)

第九条 令第六条第二項第二号に規定する特定社会福祉事業割合は、同号に規定する特定介護保険施設等職員が使用される事業所において当該特定介護保険施設等職員が従事することを要する業務に係る当該事業年度の前年度の収入額（当該事業所の運営が前年度の三月二日以後に開始された場合にあつては、当該事業所の運営が開始された日の属する月及びその翌月（当該事業所の運営が開始された日が月の初日であるときは、その日の属する月）の当該業務に係る収入額）のうち、特定社会福祉事業に係るものの占める割合とする。

(掛金の納付請求書の送付)

第九条の二 機構は、毎事業年度の開始前に掛金の納付請求書を共済契約者に送付しなければならない。ただし、新たに共済契約が締結された場合における当該契約の申込みの日又はその承諾の日が属する事業年度分の掛金については、機構が当該契約の申込みを承諾するときに送付するものとする。

(掛金の納付)

第十条 掛金の納付は、前条の納付請求書を金融機関に提出して行わなければならない。

(納付期限の延長)

第十一条 共済契約者は、法第十六条第二項の規定による掛金の納付期限の延長を申請しようとするときは、その理由及び希望する延長期限を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

2 機構は、法第十六条第二項の規定により掛金の納付期限を延長したときは、遅滞なく、その旨及び延長期限を当該共済契約者に文書で通知しなければならない。

第四章 共済契約者の届出等

(共済契約者の届出等)

第十二条 共済契約者は、経営者でなくなつたときは、遅滞なく、その旨及び経営者でなくなつた年月日を記載した届書を機構に提出しなければならない。

第十三条 共済契約者は、当該共済契約に係る被共済職員につき中小企業退職金共済法の規定による退職金共済契約を締結したときは、遅滞なく、その旨及びその締結の年月日を記載した届書を機構に提出しなければならない。

第十四条 共済契約者は、毎事業年度、四月一日において使用する被共済職員について、次に掲げる事項を記載した届書を、同月末日までに、機構に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び本俸月額

二 前事業年度における法第十一条に規定する被共済職員期間となる月数

三 従事する共済契約対象施設等の名称

四 軽費老人ホームにあつては、令第二条の二第一号に規定する施設に該当することの有無

五 令第六条第二項第一号に掲げる施設にあつては同号に定める措置入所障害児関係業務従事職員数、同項第二号に掲げる事業所にあつては同号に定める特定職員数。ただし、同項各号に規定する特定介護保険施設等職員が使用される施設又は事業所の運営を前年度の三月二日以後に開始した場合にあつては、その見込数とする。

2 前項の届書に同項第五号ただし書に規定する見込数を記載して提出した共済契約者は、令第六条第二項第一号に定める措置入所障害児関係業務従事職員数又は同項第二号に定める特定職員数が当該見込数と異なる場合は、当該措置入所障害児関係業務従事職員数又は当該特定職員数を記載した届書を、五月末日までに、機構に提出しなければならない。

第十五条 共済契約者は、新たに被共済職員となつた者があるときは、遅滞なく、その者について、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

- 一 氏名、生年月日、職種及び本俸月額
- 二 従事する共済契約対象施設等の名称、種類及び所在地（特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等若しくは申出施設等である事業にあつては、その事務所の所在地）
- 三 異動の内容及び年月日
- 四 法第六条第二項第二号若しくは第三号又は第三項から第五項までの規定によつて共済契約が解除されたことにより被共済職員でなくなつたことがある者については、当該共済契約に係る共済契約者の氏名又は名称

五 引き続き一年以上被共済職員である者が、法第十一条第七項又は令第五条に規定する理由により退職した場合において、その者が、退職した日から起算して五年以内に、再び当該共済契約者に係る被共済職員となつたときは、退職の年月日及び再び被共済職員となるまでの間に従事した施設又は事業の名称

第十六条 共済契約者は、退職した者があるときは、遅滞なく、その者について、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

- 一 氏名及び生年月日
- 二 退職の理由及び年月日
- 三 当該事業年度における法第十一条に規定する被共済職員期間となる月数
- 四 退職の日の属する月前（退職の日が月の末日である場合は、その月以前）における被共済職員期間の計算の基礎となつた最後の六月の本俸の各月ごとの額
- 五 引き続き一年以上被共済職員である者が、法第十一条第七項又は令第五条に規定する理由により退職した場合においては、退職後に従事する施設又は事業の名称

第十七条 共済契約者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更したときは、速やかに、その旨及び変更の年月日を記載した届書を機構に提出しなければならない。

第十八条 被共済職員は、その氏名を変更したときは、すみやかに、その旨及び変更の年月日を共済契約者に申し出なければならない。
2 共済契約者は、前項の申出を受けたときは、速やかに、当該被共済職員の変更前及び変更後の氏名並びに変更の年月日を記載した届書を機構に提出しなければならない。

第十九条 第十二条から前条までに規定するほか、共済契約者は、被共済職員の従業の状況に関する事項について機構から届出を求められたときは、速やかに、当該事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

第五章 雑則

（立入検査の場合の証明書）

第二十条 法第二十三条第二項の規定によつて当該職員が携帯すべき証明書は、別記様式による。

（被共済職員原簿）

第二十一条 法第二十四条第一項の規定により被共済職員に関する原簿（以下「被共済職員原簿」という。）に記録すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 被共済職員の氏名、生年月日及び被共済職員期間
- 二 共済契約者の名称及び主たる事務所の所在地
- 三 従事する共済契約対象施設等の名称

（被共済職員原簿の閲覧請求）

第二十二条 被共済職員又は被共済職員であつた者は、自己に利害関係のある範囲において、被共済職員原簿の閲覧を請求することができる。ただし、記録の保存又は機構の事務に支障のあるときは、この限りでない。

（あつせんの請求手続）

第二十三条 法第二十五条第一項又は第二項の規定によるあつせんの請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

- 一 請求者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 紛争の内容
- 三 紛争の経過概要

（あつせんの経過概要の通知）

第二十四条 厚生労働大臣は、あつせんを終了したときは、その経過概要を請求者及び機構に通知するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、昭和三十六年十月一日から施行する。ただし、第三章及び第十四条の規定は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（令附則第四項の規定に基づく届出）

2 令附則第四項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出して行わなければならない。

- 一 届出を行う共済契約者の氏名又は名称及び主たる事務所の所在地
- 二 届出に係る施設の名称、種類及び所在地
- 三 転換を行う年月日
- 四 その他機構が必要と認める事項

3 前項の届出は、転換の日の前日までに行わなければならない。

社会福祉施設職員等退職手当共済約款

（昭和36年10月1日制定）

最終改正 平成30年3月31日

第1章 総則

（約款の目的）

第1条 この社会福祉施設職員等退職手当共済約款（以下「約款」という。）は、社会福祉施設職員等退職手当共済契約（以下「共済契約」という。）の締結に関し、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）と共済契約者及び被共済職員との間の掛金の納付、共済契約者の届出、共済契約の解除及び退職手当金の支給等共済契約上の関係についての重要な事項を取り決めることを目的としております。

（契約の締結）

第2条 共済契約は、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号。以下「共済法」という。）、社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和36年政令第286号。以下「施行令」という。）、社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則（昭和36年厚生省令第36号）及びこの約款に定めるところにより締結します。

（業務の取扱い）

第3条 共済契約に関する業務の一部について、委託した都道府県社会福祉協議会又はこれに準じる者として認めた者（以下「業務委託先（都道府県社会福祉協議会等）」という。）で取り扱います。

第2章 共済契約の成立

（契約の成立及び効力の発生）

第4条の1 共済契約にあたって、共済契約申込希望者は、機構が指定する申込書及び添付書類（以下、「申込書等」といいます。）を提出してください。

2 申込書等の内容に重大な不備があるとき、または、申込書等に不足が生じているときは、受理を行わず、修正または必要書類の提出を求めるものとします。

第4条の2 共済契約にあたって、機構は、共済法等に規定する事項について審査を行います。

第4条の3 共済契約は、機構が共済契約の申込みを承諾したときは、その申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生じます。

2 機構は、共済契約の申込みを承諾したときは、退職手当共済契約証書（以下「共済契約証書」という。）に約款を添えて共済契約者に送付します。

3 共済契約が成立したときは、共済契約者は、遅滞なく、その旨を被共済職員に通知してください。

（特定介護保険施設等の申出）

第4条の4 共済契約者は、特定介護保険施設等の申出を行う場合は、施設等新設届・申出書（様式第1号）にその申出に係る施設又は事業が当該申出を行う共済契約者が経営しているものであることを証する書類（附表1の(1)に掲げる添付書類）を添えて機構に提出してください。

2 機構は、特定介護保険施設等の申出を承諾したときは、特定介護保険施設等承諾書を共済契約者に送付します。

3 機構が、特定介護保険施設等の申出を承諾したときは、その申出のあった日に特定介護保険施設等となったものとみなします。

4 共済契約者は、特定介護保険施設等の承諾を受けたときは、遅滞なく、その旨を被共済職員に通知してください。

（申出施設等の申出）

第4条の5 共済契約者は、申出施設等の申出を行う場合は、施設等新設届・申出書（様式第1号）にその申出に係る施設又は事業が当

該申出を行う共済契約者が経営しているものであることを証する書類（附表 1 の (1) に掲げる添付書類）を添えて機構に提出してください。

2 申出を行う場合の施設又は事業の単位は、次の各号に掲げるところによります。

(1) 施設の設置又は事業の開始について、都道府県知事等の指定若しくは許可若しくは認可を得る必要があるもの又は都道府県知事等へ届出の必要があるもの

指定若しくは許可若しくは認可を受け又は届け出た施設又は事業別(2) 前号に該当するもの以外のもの

定款に定められた施設又は事業別及び法人本部

3 機構は、申出施設等の申出を承諾したときは、申出施設等承諾書を共済契約者に送付します。

4 機構が、申出施設等の申出を承諾したときは、その申出のあった日に申出施設等となったものとみなします。

5 共済契約者は、申出施設等の承諾を受けたときは、遅滞なく、その旨を被共済職員に通知してください。

(被共済職員等の受益)

第 5 条 被共済職員及びその遺族は、この共済契約の利益を受けます。

第 3 章 掛金の納付

(掛金の納付)

第 6 条 共済契約者は、毎事業年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）、機構に掛金を納付してください。

(掛金の額)

第 7 条 掛金の額は、第 1 号の社会福祉施設等職員に係る掛金の額と第 2 号の特定介護保険施設等職員に係る掛金の額及び第 3 号の申出施設等職員に係る掛金の額の合計額とします。

(1) 社会福祉施設等職員に係る掛金の額は、単位掛金額（施行令第 6 条の規定により厚生労働大臣が定める額をいう。以下同じ。）に毎事業年度の 4 月 1 日において共済契約者が使用する社会福祉施設等職員数を乗じて得た額とします。

(2) 特定介護保険施設等職員に係る掛金の額は、単位掛金額に 3 を乗じて得た額に毎事業年度の 4 月 1 日において共済契約者が使用する特定介護保険施設等職員数を乗じて得た額とします。ただし、以下の場合においては、当該特定介護保険施設等職員に係る掛金の額は次に掲げる合計の額とします。

① 当該特定介護保険施設等職員が使用される事業所が、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、居宅介護事業、重度訪問介護事業、同行援護事業、行動援護事業、療養介護事業、生活介護事業、短期入所事業、重度障害者等包括支援事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業、共同生活援助事業又は移動支援事業を行い、かつ、特定社会福祉事業に関する業務量の割合（以下「特定社会福祉事業割合」という。）が 3 分の 1 以上である場合にあっては、次に掲げる合計の額とします。

ア 単位掛金額に、毎事業年度の 4 月 1 日において当該事業所において使用する特定介護保険施設等職員の数に当該事業所の特定社会福祉事業割合を乗じて得た数（その数に 1 に満たない端数があるときは、これを切り捨てて得た数。以下「特定職員数」という。）を乗じて得た額。

イ 単位掛金額に 3 を乗じて得た額に、毎事業年度の 4 月 1 日において当該事業所において使用する特定介護保険施設等職員の数から特定職員数を控除して得た数を乗じて得た額。

② 障害児入所施設であって、かつ、児童福祉法第 27 条第 1 項の規定により同項第 3 号の措置が取られた児童に関する業務量の割合（以下、「措置入所障害児関係業務割合」という。）が零を上回る場合にあっては、次に掲げる合計の額とします。

ア 単位掛金額に、当該事業年度の 4 月 1 日において当該施設において使用する特定介護保険施設等職員の数に当該施設の措置入所障害児関係業務割合を乗じて得た数（その数に 1 に満たない端数のあるときは、これを切り捨てます。以下、「措置入所障害児関係業務従事職員数」という。）を乗じて得た額

イ 単位掛金額に 3 を乗じて得た額に、当該事業年度の 4 月 1 日において当該事業所において使用する特定介護保険施設等職員の数から措置入所障害児関係業務従事職員数を控除して得た数を乗じて得た額

(3) 申出施設等職員に係る掛金の額は、単位掛金額に 3 を乗じて

得た額に毎事業年度の 4 月 1 日において共済契約者が使用する申出施設等職員数を乗じて得た額とします。

2 新たに共済契約が締結された場合におけるその共済契約の申込みの日が属する事業年度分の掛金の額は、前項の規定にかかわらず、単位掛金額にその共済契約の申込みの日における第 1 号に掲げる数と第 2 号に掲げる数とを合計した数を乗じて得た額を 12 で除して得た額に、その申込みの日の属する月から当該事業年度の末日の属する月までの月数を乗じて得た額とします。

(1) 当該共済契約者が使用する社会福祉施設等職員の数（ただし、第 1 項第 2 号ただし書に規定する場合にあっては、当該事業所において使用する特定介護保険施設等職員の数に当該事業所の特定社会福祉事業割合を乗じて得た数（その数に 1 に満たない端数があるときは、これを切り捨てて得た数。次号において「新規特定職員数」という。）を加えた数。

(2) 当該共済契約者が使用する特定介護保険施設等職員の数と申出施設等職員の数とを合計した数に 3 を乗じて得た数。ただし第 1 項第 2 号ただし書に規定する場合にあっては、当該合計した数から新規特定職員数を控除して得た数に 3 を乗じて得た数。

(掛金の納付請求書の送付)

第 8 条 機構は、毎事業年度の開始前に掛金の納付請求書を共済契約者に送付します。ただし、新たに共済契約が締結された場合におけるその契約の申込みの日又はその承諾の日が属する事業年度分の掛金については、機構がその契約の申込みを承諾するときに送付します。

(掛金の納付方法)

第 9 条 掛金は、機構の指定する口座に払い込んでください。

第 10 条 削除

(納付期限)

第 11 条 毎事業年度に納付すべき掛金の納付期限は、その事業年度の 5 月 31 日とします。ただし、第 8 条ただし書の掛金については、機構がその契約の申込みを承諾した日から起算して 2 箇月を経過する日とします。

(納付期限の延長)

第 12 条 機構は、災害その他やむを得ない理由により掛金の納付義務者が掛金をその納付期限までに納付することができないと認めるときは、その納付期限を延長することができます。

2 共済契約者は、前項の規定による掛金の納付期限の延長を申請しようとするときは、掛金納付期限延長承認申請書（様式第 3 号）を機構に提出してください。

3 機構は、第 1 項の規定により掛金の納付期限を延長したときは、遅滞なく、その旨及び延長期限を共済契約者に通知します。

(割増金)

第 13 条 機構は、掛金の納付義務者が掛金をその納付期限までに納付しなかったときは、その納付義務者に対し、割増金を請求することができます。

2 前項の割増金は、機構の請求に基づき納付してください。この場合に、割増金の額は、掛金の額について年 10.95%の割合で納付期限の翌日から納付の日の前日までの日数によって計算した額とします。

3 前項の割増金を計算する場合の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とします。

(端数計算)

第 14 条 第 7 条第 2 項の掛金及び前条第 2 項の割増金の額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

第 4 章 共済契約者の届出義務等

(経営者でなくなった者の届)

第 15 条 共済契約者は、社会福祉施設若しくは特定社会福祉事業（以下「社会福祉施設等」という。）又は特定介護保険施設等の経営者でなくなったときは、遅滞なく、社会福祉施設等及び特定介護保険施設等の経営者でなくなった者の届（様式第 4 号。以下「経営者でなくなった者の届」という。）に経営者でなくなったことを証する書類（附表 1 の (2) に掲げる添付書類）を添えて機構に提出してください。ただし、次条の規定に該当し、同条の規定により、当該届書を機構に提出する場合を除きます。

(共済契約者が変更した場合の届書等)

第 16 条 共済契約者である社会福祉施設等又は特定介護保険施設等の経営者に次の各号に掲げる変更が生じた場合において、変更後の経営者がその変更時から共済契約を締結するときは、変更後の経営者は、遅滞なく、当該各号に掲げる届書等（変更前の共済契約者の提出する届書を含む。）を機構に提出してください。

なお、本項から第3項までにおいて、経営者が変更したことを証する書類又は経営者がその社会福祉施設等又は特定介護保険施設等を経営していることを証する書類は、それぞれ附表1の(3)又は附表1の(1)に掲げる添付書類とします。

(1) 共済契約者である経営者が交代した場合（経営者交替）

変更前の共済契約者	経営者でなくなった者の届
変更後の経営者	申込書及び経営者が変更したことを証する書類

(2) 共済契約者の経営する社会福祉施設等又は特定介護保険施設等の一部が分離独立した場合（分離独立）

変更前の共済契約者	共済契約対象施設等一部廃止等届（様式第12号）
変更後の経営者	申込書及び経営者が変更したことを証する書類

(3) 2以上の共済契約者が合併して、新たに社会福祉法人を設立した場合（新設合併）

変更前の共済契約者	経営者でなくなった者の届
変更後の経営者	申込書及び経営者が変更したことを証する書類

(4) 共済契約者の経営する社会福祉施設等又は特定介護保険施設等の一部が、社会福祉施設等又は特定介護保険施設等を経営している共済契約者以外の経営者の経営する社会福祉施設等又は特定介護保険施設等となった場合（分離移管と新規加入）

変更前の共済契約者	共済契約対象施設等一部廃止等届（様式第12号）
変更後の経営者	申込書並びに新規加入の社会福祉施設等又は特定介護保険施設等について「経営者がその社会福祉施設等又は特定介護保険施設等を経営していることを証する書類」及び分離移管の社会福祉施設等又は特定介護保険施設等について「経営者が変更したことを証する書類」

(5) 共済契約者の経営する社会福祉施設等及び特定介護保険施設等の全部が、社会福祉施設等を経営している共済契約者以外の経営者の経営する社会福祉施設等及び特定介護保険施設等となった場合（吸収合併と新規加入）

変更前の共済契約者	経営者でなくなった者の届
変更後の経営者	申込書並びに新規加入の社会福祉施設等及び特定介護保険施設等について「経営者がその社会福祉施設等又は特定介護保険施設等を経営していることを証する書類」及び吸収合併の社会福祉施設等又は特定介護保険施設等について「経営者が変更したことを証する書類」

2 共済契約者である社会福祉施設等又は特定介護保険施設等の経営者に次の各号に掲げる変更が生じた場合において、変更後の経営者が共済契約者であるときは、変更後の共済契約者は、遅滞なく、当該各号に掲げる届書等（変更前の共済契約者の提出する届書を含む。）を機構に提出してください。

(1) 共済契約者の経営する社会福祉施設等又は特定介護保険施設等の一部が、他の共済契約者の経営する社会福祉施設等又は特定介護保険施設等となった場合（分離移管）

変更前の共済契約者	共済契約対象施設等一部廃止等届（様式第12号）
変更後の共済契約者	施設等新設届・申出書（様式第1号）による社会福祉施設等新設の届又は特定介護保険施設等の申出及び経営者が変更したことを証する書類

(2) 共済契約者の経営する社会福祉施設等又は特定介護保険施設等の全部が、他の共済契約者の経営する社会福祉施設等又は特定介護保険施設等となった場合（吸収合併）

変更前の共済契約者	経営者でなくなった者の届
変更後の共済契約者	施設等新設届・申出書（様式第1号）による社会福祉施設等新設の届又は特定介護保険施設等の申出及び経営者が変更したことを証する書類

3 申出施設等の経営者に変更が生じた場合において、変更後の経営者がその変更時に申出施設等の申出を行うときは、次に掲げる届出

等（変更前の共済契約者の提出する届書については、第1項又は第2項に該当し同時に提出する場合を除く。）を機構に提出してください。

変更前の共済契約者	共済契約対象施設等一部廃止等届（様式第12号）又は経営者でなくなった者の届
変更後の共済契約者	施設等新設届・申出書（様式第1号）による申出施設等の申出及び経営者が変更したことを証する書類

（中小企業退職金共済契約締結届）

第17条 共済契約者は、その共済契約に係る被共済職員につき中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）の規定による退職金共済契約を締結したときは、遅滞なく、中小企業退職金共済契約締結届（様式第5号）を機構に提出してください。

（掛金納付対象職員届）

第18条 共済契約者は、毎事業年度、4月1日において使用する被共済職員について、掛金納付対象職員届（様式第2号）を同月末日までに機構に提出してください。ただし、当該事業年度の4月1日に新たに社会福祉施設等を新設し、又は社会福祉施設等の経営の移管を受け第16条第2項又は第24条に規定する社会福祉施設等新設の届出を行う被共済職員、同日に新たに第4条の2又は第16条第2項に規定する特定介護保険施設等の申出を行う被共済職員及び同日に新たに第4条の3又は第16条第3項の規定により申出施設等の申出を行う被共済職員を除きます。

2 前項の届書を提出する場合において、被共済職員につき、業務上負傷し又は疾病にかかり、療養のために当該社会福祉施設等又は特定介護保険施設等又は申出施設等（以下「共済契約対象施設等」という。）の業務に従事しなかった月があるときは、その負傷又は疾病が業務に起因したものであることを証する書類を添えてください。

3 第7条第1項第2号ただし書に規定する特定介護保険施設等職員が使用される事業所が、その運営を前年度3月2日以後に開始して、第1項の届書を届け出た又は当該事業年度の4月1日における特定介護保険施設等として施設等新設届・申出書（様式第1号）により申し出た場合であって、当該届書又は申出書に記載した特定職員数の見込数と異なるときは、特定職員数の見込数変更届（様式第2号の2）に当該特定職員数を記載のうえ、当該事業年度の5月末日までに提出してください。

（被共済職員育児休業の届出）

第19条 共済契約者は、被共済職員から共済法第11条第4項に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）の申出を受けたときは、掛金納付対象職員届（様式第2号）により機構に届け出てください。ただし、当該被共済職員が退職した場合は、被共済職員退職届（以下、「退職届」という。）（様式第7号）により届け出てください。

2 前項の規定により届け出た育児休業の期間に変更があった場合は、翌事業年度の掛金納付対象職員届（様式第2号）により機構に届け出てください。ただし、当該被共済職員が翌事業年度までに退職した場合は、退職届（様式第7号）により届け出てください。

（被共済職員加入の届）

第20条 共済契約者は、新たに被共済職員となった者があるときは、遅滞なく、被共済職員加入届（様式第6号）を機構に提出してください。（第4条の2、第4条の3、第16条又は第24条に規定する施設等新設届・申出書（様式第1号）による届出又は申出及び当該事業年度の4月1日に新たに被共済職員となり、第18条に規定する掛金納付対象職員届（様式第2号）により加入の届出を行う場合を除く。）

（被共済職員退職の届）

第21条 共済契約者は、退職（被共済職員が第30条第1項第2号若しくは第3号、第2項又は第31条第1項、第2項の規定による共済契約の解除以外の理由により被共済職員でなくなることをいう。以下同じ。）した者があるときは、遅滞なく、退職届（様式第7号）を機構に提出してください。ただし、第18条に規定する掛金納付対象職員届（様式第2号）により退職の届出をしたものであって、かつ、被共済職員となった日から起算して1年に満たないで退職したものは、除きます。

2 第18条第2項の規定は、前項の場合に準用します。

3 退職した者が第34条第1項第2号の規定に該当するときは、退職届（様式第7号）に次の書類を添えてください。

(1) 業務上の負傷又は疾病により退職した場合は、障害の程度が厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級（附表2）に該当することを証する書類（障害厚

生年金の受給を証する書類又は医師の診断書）及び業務に起因することを証する書類（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく補償に該当することを証する書類等）

(2) 業務上死亡したことにより退職した場合は、その死亡が業務に起因することを証する書類

4 退職した者が第41条の規定に該当するときは、退職届（様式第7号）に共済契約者の事情を説明した書類及びその事実を証する書類を添えてください。

（共済契約者間継続職員異動届）

第22条 共済契約者は、他の共済契約者が使用する被共済職員を当該他の共済契約者の同意を得て、当該被共済職員が退職手当金を請求しないで引き続き自己の使用する被共済職員とした場合は、遅滞なく、共済契約者間継続職員異動届（様式第8号）を機構に提出してください。ただし、経営の移管による場合を除きます。

2 前項の共済契約者間継続職員異動届は、被共済職員を異動前に使用していた共済契約者と連名で行ってください。

（共済契約対象（外）施設等異動届）

第22条の2 共済契約者は、その使用する被共済職員で引き続き1年以上の被共済職員である者が、退職手当金を請求しないでその者に係る共済契約者の経営する共済契約対象施設等以外の施設又は事業（以下「共済契約対象外施設等」という。）の業務に常時従事することを要するものとなった場合、又は共済契約対象施設等の業務及び共済契約対象外施設等の業務を兼務することを要するものとなった場合（兼務するそれぞれの業務の勤務時間の1週間の合計が、当該共済契約対象施設等の業務に常時従事する者の1週間の勤務時間に見合う場合に限る。）、若しくはその者が共済契約対象外施設等から再び当該共済契約者の経営する共済契約対象施設等に復帰することとなった場合は、遅滞なく、共済契約対象（外）施設等異動届（様式第9号）を機構に提出してください。（第4条の2、第4条の3、第16条又は第24条の規定により施設等新設届・申出書（様式第1号）による届出又は申出及び当該事業年度の4月1日に共済契約対象外施設等から再び当該共済契約者の経営する共済契約対象施設等に復帰することとなった被共済職員で、第18条に規定する掛金納付対象職員届（様式第2号）による共済契約対象施設等に復帰の届出を行う場合を除く。）

2 被共済職員が、共済契約対象外施設等へ異動後、共済契約対象施設等に復帰前に退職した場合は退職届（様式第7号）を提出してください。

なお、その場合の退職日は、共済契約対象外施設等へ異動した日の前日となりますので、異動日前6箇月（被共済職員期間となる月）の本俸月額を記録保存しておいてください。

（共済契約者氏名等変更の届）

第23条 共済契約者は、その氏名若しくは名称又は住所等を変更したときは、速やかに、共済契約者氏名等変更届・共済契約証書再交付申出書（様式第10号）を機構に提出してください。

（社会福祉施設等新設の届）

第24条 共済契約者は、新たに社会福祉施設等の新設し、又は社会福祉施設等の経営の移管を受けたときは、速やかに、施設等新設届・申出書（様式第1号）に社会福祉施設等を経営していることを証する書類（附表1の(1)に掲げる添付書類）を添えて機構に提出してください。ただし、第16条第2項の規定に該当し、同項の規定により、当該届書を機構に提出する場合を除きます。

（共済契約対象施設等一部廃止等届）

第25条 共済契約者は、共済契約対象施設等の一部について廃止し若しくは休止し、又は経営を移管したときは、速やかに、共済契約対象施設等一部廃止等届（様式第12号）に共済契約対象施設等の一部を廃止、休止したことを証する書類（附表1の(2)に掲げる添付書類）を添えて機構に提出してください。ただし、第16条の規定に該当し、同条の規定により、当該届書を機構に提出する場合を除きます。

（被共済職員氏名変更の届出）

第26条 被共済職員は、その氏名を変更したときは、速やかに、その旨及び変更の年月日を共済契約者に申出てください。

2 共済契約者は、前項の申出を受けたときは、掛金納付対象職員届（様式第2号）又は退職届（様式第7号）に併せて機構に届けてください。

（その他の届出）

第27条 第15条から前条までに規定するほか、共済契約者は、被共済職員の従業の状況に関する事項について機構から届出を求められたときは、速やかに、その事項を記載した届書を機構に提出して

ください。

（届書等の経由）

第28条 共済契約者は、第21条に規定する退職届及び第38条第1項の規定による退職手当金請求書（様式第7号の2）・合算制度利用申出書（様式第7号の3）を提出するときは、業務委託先（都道府県社会福祉協議会等）を経由して機構に提出してください。

2 所在する都道府県において業務委託先が存在しないときは、機構に直接提出してください。

（被共済職員の従業状況の記録及び保存）

第29条 共済契約者は、その使用する被共済職員ごとに、その出勤、欠勤、出張、外勤、産前産後の休業、育児休業、介護休業（共済法第11条第3項に規定する介護休業をいう。以下同じ。）、業務上の負傷又は疾病による休業等に関する従業状況を記録し、その記録を作成の日から2年間、保存しておいてください。

第5章 共済契約の解除

（機構が行う契約の解除）

第30条 機構は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除します。

- (1) 共済契約者が、社会福祉施設等又は特定介護保険施設等の経営者でなくなったとき。
- (2) 共済契約者が、納付期限後2箇月以内に掛金を納付しなかったとき。
- (3) 共済契約者が、その共済契約に係る被共済職員について、中小企業退職金共済法の規定による退職金共済契約を締結したとき。

2 機構は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除することができます。

- (1) 共済契約者が、第15条から第27条までの規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (2) 共済契約者が、第29条の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は同条の記録をその作成の日から起算して2年間、保存しなかったとき。
- (3) 共済契約者の代表者又はその代理人、使用人その他の従業者が厚生労働大臣又は都道府県知事が行う立入検査に当たり、その職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又はその職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

3 機構は、前2項の規定により共済契約を解除したときは、解除の理由を付して、その旨を共済契約者に通知します。

4 機構は、第1項又は第2項の規定により共済契約者を解除したときは、その契約に係る被共済職員にその旨を通知します。

（共済契約者が行う契約の解除）

第31条 共済契約者は、すべての被共済職員の同意を得たときは、共済契約を解除することができます。

2 共済契約者は、その経営する特定介護保険施設等又は申出施設等の業務に従事するすべての被共済職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができます。

3 共済契約者は、第1項の規定により共済契約を解除するときは、退職手当共済契約解除通知書（様式第13号）に被共済職員の従業状況報告及び同項の同意があったことを証する書類を添付のうえ、機構に提出してください。

4 共済契約者は、第2項の規定により共済契約を解除するときは、退職手当共済契約部分解除通知書（様式第13号の2）に当該被共済職員の従業状況報告及び同項の同意があったことを証する書類を添付のうえ、機構に提出してください。

（契約解除の効力）

第32条 共済契約の解除は、将来に向かってのみ効力を生じます。

第6章 退職手当金の支給、差止め及び支給制限等

（退職手当金の支給）

第33条 機構は、被共済職員が退職したときは、その者（退職が死亡によるものであるときは、その遺族）に対し、退職手当金を支給します。ただし、被共済職員となった日から起算して1年に満たないで退職したときは、退職手当金は支給しません。

（退職手当金の算出方法）

第34条 退職手当金の額は、次の各号の区分によって算出した額とします。この場合において、被共済職員期間（年数）の計算は、次条の規定により行います。ただし、算出した額が、施行令第3条に定める額（以下「計算基礎額」という。）に60を乗じて得た額を超えるときは、その乗じて得た額とします。

- (1) 被共済職員が退職した場合は、次の被共済職員期間の区分により算出した額とします。
- ア 1年以上10年まで $\text{計算基礎額} \times \text{年数} \times 52.2/100$
- イ 11年以上15年まで $(\text{計算基礎額} \times 10 \text{年} \times 69.6/100) + (\text{計算基礎額} \times 10 \text{年をこえる期間の年数} \times 76.56/100)$
- ウ 16年以上19年まで $(\text{計算基礎額} \times 10 \text{年} \times 78.3/100) + (\text{計算基礎額} \times 5 \text{年} \times 86.13/100) + (\text{計算基礎額} \times 15 \text{年をこえる期間の年数} \times 125.28/100)$
- エ 20年以上 $\text{計算基礎額} \times 10 \text{年} \times 87/100 + (\text{計算基礎額} \times 5 \text{年} \times 95.7/100) + (\text{計算基礎額} \times 5 \text{年} \times 139.2/100) + (\text{計算基礎額} \times 21 \text{年から} 25 \text{年までの期間の年数} \times 174/100) + (\text{計算基礎額} \times 26 \text{年から} 30 \text{年までの期間の年数} \times 139.2/100) + (\text{計算基礎額} \times 30 \text{年をこえる期間の年数} \times 104.4/100)$
- (2) 業務上の負傷若しくは疾病により厚生年金保険法第47条第2項に規定する障害等級(附表2)に該当する程度の障害の状態になったことにより、又は業務上死亡したことにより退職した者の被共済職員期間が1年以上19年までである場合、前号の規定にかかわらず、次の被共済職員期間の区分により算出した額とします。
- $(\text{計算基礎額} \times 10 \text{年までの期間} \times 87/100) + (\text{計算基礎額} \times 11 \text{年から} 15 \text{年までの期間の年数} \times 95.7/100) + (\text{計算基礎額} \times 16 \text{年から} 19 \text{年までの期間の年数} \times 139.2/100)$
- 2 共済契約者が、退職手当金の計算基礎額を有利なものとするため、被共済職員の退職前にその者の本俸を不当に改定したと認められる場合は、機構は適正な計算基礎額により退職手当金の額を算出することができるものとします。
- (被共済職員期間の計算)
- 第35条 被共済職員期間を計算する場合には、月によるものとし、その者が被共済職員となった日の属する月から被共済職員でなくなった日の属する月までをこれに算入します。
- 2 前項の場合において、その者が被共済職員期間となった日の属する月から被共済職員でなくなった日の属する月までの期間のうちに、その者がその共済契約対象施設等の業務に従事した日数が10日以下である月があるときは、その月は、同項の規定にかかわらず、被共済職員期間に算入しません。
- 3 被共済職員が業務上負傷し又は疾病にかかり、療養のためにその共済契約対象施設等の業務に従事しなかった期間及び介護休業によりその業務に従事しなかった期間並びに女性である被共済職員が出産前6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)及び出産後8週間においてその業務に従事しなかった期間は、前項の規定の適用については、その被共済職員は、その業務に従事したものとみなします。
- 4 被共済職員が育児休業によりその共済契約対象施設等の業務に従事しなかった場合は、前2項の規定にかかわらず、その業務に従事しなくなった日の属する月からその業務に従事することとなった日の属する月までの間の月数の2分の1に相当する月数は、被共済職員期間に算入します。ただし、その業務に従事しなくなった日又はその業務に従事することとなった日の属する月が前3項の規定により被共済職員期間に算入されるときは、その月については、この限りではありません。
- 5 被共済職員が被共済職員でなくなった日の属する月にさらに被共済職員となった場合において、その月がその被共済職員でなくなったことによって支給される退職手当金の計算の基礎となっているときは、その月は、第1項の規定にかかわらず、その被共済職員となった後の期間に係る被共済職員期間に算入しません。
- 6 引き続き1年以上被共済職員であった者が、第30条第1項第2号若しくは第3号、第2項又は第31条第1項、第2項の規定によって共済契約が解除されたことにより被共済職員でなくなった場合において、その者が、被共済職員でなくなった日から起算して1箇月以内にさらに被共済職員となり、引き続き1年以上被共済職員であったときは、第1項の規定の適用については、その者は、その間引き続き被共済職員であったものとみなし、その者が、被共済職員でなくなった日から起算して1箇月をこえ、同日から起算して5年以内にさらに被共済職員となり、引き続き1年以上被共済職員であったときは、前後の各期間につき前5項の規定により計算した被共済職員期間を合算します。
- 7 引き続き1年以上被共済職員である者が、その者に係る共済契約者の経営する共済契約対象外施設等の業務に従事することを要するものとなったこと、又はその者に係る共済契約者の経営する共済契約対象施設等の業務及び共済契約対象外施設等の業務を兼務することを要するものとなったこと(兼務するそれぞれの業務の勤務時間

の1週間の合計が、当該共済契約対象施設等の業務に常時従事する者の1週間の勤務時間に見合う場合に限る。)により退職した場合においてその者が、退職した日から起算して5年以内に退職手当金を請求しないで再び当該共済契約者の経営する共済契約対象施設等に係る職員となったときは、共済法第11条第7項の規定により、前後の各期間につき1項から5項までの規定によって計算した被共済職員期間を合算します。

- 8 前項の規定による場合のほか、引き続き1年以上被共済職員である者が退職した場合(第41条第1項に該当する場合を除く。)において、その者が、退職した日から起算して3年以内(平成28年3月31日以前の退職においては2年以内)に、退職手当金を請求しないで再び被共済職員となり、かつ、その者が機構に申し出たときは、前後の各期間につき第1項から第5項までの規定によって計算した被共済期間を合算します。

- 9 被共済職員期間(前3項の規定により2以上の被共済職員期間を合算すべき場合には、合算後の被共済職員期間)に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てます。

(共済契約者が変更した場合の被共済職員期間)

第36条 共済契約対象施設等の経営者に変更が生じた場合において、第16条に規定する届書等が機構に提出されたときは、変更前の共済契約者に使用されていた被共済職員で引き続き変更後の共済契約者に使用されるに至ったものは、変更前の共済契約者に使用される被共済職員となった時から引き続き変更後の共済契約者に係る被共済職員であったものとみなします。

(遺族の範囲及び順位)

第37条 第33条の規定により退職手当金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とし、

- (1) 配偶者(届出をしていないが、被共済職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で被共済職員の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前項に掲げる者のほか、被共済職員の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 退職手当金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあっては、その各号に規定する順序によります。この場合において、父母については養父母、実父母の順序により、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順序によります。

3 前項の規定により退職手当金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、退職手当金は、その人数によって等分して支給します。

(退職手当金の請求)

第38条 共済契約者は、第33条の規定により退職手当金の支給を受けることができる者に対し、退職手当金請求書・合算制度利用申出書を交付してください。

2 退職手当金を請求しようとする者(以下「退職手当金請求者」という。)は、共済契約者を經由して退職手当金請求書を機構に提出してください。

3 引き続き1年以上被共済職員である者が、退職手当金を請求せず、3年以内(平成28年3月31日以前の退職においては2年以内)に再び被共済職員となるときは合算制度を利用することができます。

4 退職手当金請求者が被共済職員の遺族であるときは、退職手当金請求書に次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 退職手当金請求者と死亡した被共済職員との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本(退職手当金請求者が届出をしていないが被共済職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を明らかにすることができる書類)
- (2) 退職手当金請求者が前条第1項第2号又は第3号に掲げる者であるときは、被共済職員の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを明らかにすることができる書類
- (3) 退職手当金請求者が死亡した被共済職員の配偶者以外の者であるときは、その者より先順位の遺族がないことを明らかにすることができる書類

5 退職手当金の支給を受けるべき遺族に同順位者が2人以上あるときは、退職手当金の請求は、退職手当金の受領に関し一切の権限を有する代理人一人を定め、その者により行ってください。

6 前項の代理人は、その権限を証する書類を退職手当金請求書に添えてください。

7 退職手当金の支給を受けることができる者が死亡した場合において、その者の相続人が退職手当金の請求をしようとするときは、前4項の規定によるほか、退職手当金請求書にその相続人がその退職手当金の支給を受けることができる者の相続人であることを明らかにすることができる書類を添えてください。

(退職手当金の支給方法)

第39条 退職手当金の支給は、退職手当金請求者の希望する金融機関のその者の口座への振込みの方法によるものとします。

(支払の差し止め)

第40条 機構は、退職した被共済職員をその退職時まで使用していた共済契約者が、その退職の日の属する事業年度の掛金を納付するまでは、その退職に係る退職手当金の支払を差し止めすることができます。

(支給の制限)

第41条 機構は、被共済職員が自己の犯罪行為その他これに準ずべき重大な非行により退職したときは、退職手当金を支給しません。

2 機構は、被共済職員を故意に死亡させた者には、退職手当金を支給しません。被共済職員の死亡前に、その者の死亡によって退職手当金の支給を受けるべき者を故意に死亡させた者にも、同様とします。

3 機構は、共済法に規定する退職と認められない請求に対して、退職手当金を支給しません。

(譲渡等の禁止)

第42条 退職手当金の支給を受ける権利は、共済法第14条の規定により、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができません。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合はこの限りではありません。

第7章 雑 則

(退職手当金の返還)

第43条 偽りその他不正の行為により退職手当金の支給を受けた者がある場合は、機構は、その者から当該退職手当金を返還させることができます。この場合において、その支給が当該共済契約者の虚偽の証明又は届出によるものであるときは、機構は、当該共済契約者に対して、支給を受けた者と連帯して退職手当金を返還させることができます。

(時効)

第44条 退職手当金の支給を受ける権利及び掛金を請求し、又はその返還を受ける権利は、共済法第20条の規定により、5年を経過したときは、時効によって消滅します。

(立入検査)

第45条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、共済法第23条の規定により必要があると認めるときは、その職員をして、共済契約者の経営する共済契約対象施設等に係る施設若しくは事業所又は経営者の事務所に立ち入って、被共済職員若しくは掛金に関する事項について関係人に質問させ、又はこれらの事項に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができます。

(被共済職員原簿の閲覧請求)

第46条 被共済職員又は被共済職員であった者は、自己に利害関係のある範囲内において、被共済職員原簿の閲覧を請求することができます。ただし、記録の保存又は機構の事務に支障のあるときは、この限りではありません。

(あっせん)

第47条 共済契約の成立若しくはその解除の効力又は掛金に関して、機構と共済契約の申込者又は共済契約者との間に紛争が生じた場合、共済契約の申込者又は共済契約者は、共済法第25条第1項の規定により、厚生労働大臣に対して、その紛争の解決についてあっせんを請求することができます。

被共済職員期間又は退職手当金に関して、機構と被共済職員又は被共済職員であった者若しくはその遺族との間に紛争が生じた場合において、被共済職員又は被共済職員であった者若しくはその遺族は、共済法第25条第2項の規定により、前項と同様の請求することができます。

3 前2項の規定によるあっせんの請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出して行ってください。

(1) 請求者の氏名又は名称及び住所

(2) 紛争の内容

(3) 紛争の経過概要

4 厚生労働大臣は、あっせんを終了したときは、その経過概要を請求者及び機構に通知するものとされています。

(罰則)

第48条 次の各号の一に該当する者は、共済法第28条の規定により、20万円以下の罰金に処せられます。

(1) 第15条から第27条までの規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第29条の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は同条の記録をその作成の日から起算して2年間、保存しなかった者

(3) 厚生労働大臣又は都道府県知事が行う立入検査にあたり、その職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又はその職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

2 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人に対しても同項の刑が科せられます。

(共済契約者番号の記載)

第49条 共済契約者は、機構に提出する書類には、共済契約者番号を記載してください。

(共済契約証書再交付の申出)

第50条 共済契約者は、共済契約証書を紛失し、又はき損したときは、速やかに、共済契約者氏名等変更届・共済契約証書再交付申出書（様式第10号）を機構に提出してください。き損した場合にあっては、同申出書に共済契約証書を添えてください。

2 機構は、前項の申出があったときは、共済契約証書を作成し、共済契約者に再交付します。

3 共済契約証書を紛失した場合において、元の共済契約証書を発見したときは、速やかに、機構に送付してください。

(個人情報取扱の取扱い)

第51条 機構は、被共済職員等に係る個人情報を退職手当共済業務及びこれに附帯する業務に必要な範囲で利用することとし、その保護に努めるものとします。

(特定個人情報の取扱い)

第52条 機構は、税務手続きのために取得する個人番号および特定個人情報については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に定める範囲で利用することとし、その適切な管理のために必要な安全管理措置を講じるものとします。

附 則

1 この約款の一部改正は、平成18年4月1日から実施します。

2 この約款の一部改正の前日に被共済職員であった者のうち、約款の一部改正以後に特定介護保険施設等職員であるもの（共済契約者に継続して使用される者に限る。）については、社会福祉施設等職員とみなされ、第7条の規定が適用されます。

3 この約款の一部改正以後に共済法施行令附則第2項の施設の転換をする場合において、転換日の前日に被共済職員であった者のうち、転換日以後において当該転換後の施設に係る特定介護保険施設等職員であるもの（共済契約者に継続して使用される者に限る。）については、社会福祉施設等職員とみなされ、第7条の規定が適用されます。

4 前項に掲げる転換において、当該転換をする日（以下「転換日」という。）前に転換されることとなる施設を経営していた共済契約者が、転換日前に、施設を転換する日以後新たに使用する職員について加入させない旨の届出（様式第16号の2）をもって機構に届けたときは、転換日以後新たに共済契約者に使用され、かつ、当該転換後の施設の業務に常時従事することを要する者となる者については、被共済職員でないものとします。

5 第3項に掲げる転換を行う場合、社会福祉施設等から特定介護保険施設等への転換届（様式第16号）を機構に提出してください。

6 第7条第1項第2号のただし書に規定する場合であって、特定職員数が当該事業所における附則第2項の職員（以下この項及び次項において「既加入職員」という。）の数より多いときは、当該既加入職員については、社会福祉施設等職員とみなされません。

7 第7条第1項第2号のただし書に規定する場合であって、特定職員数が当該事業所における既加入職員の数より少ないとき、又は既加入職員の数と同じであるときは、当該事業所については、ただし書の規定は適用されません。

- 8 この約款の一部改正の際現に特定介護保険施設等を経営している共済契約者が、当該特定介護保険施設等の被共済職員であって約款の一部改正実施後に被共済職員となったもののすべての同意を得たときは、第31条第2項の規定にかかわらず、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができます。
- 9 附則第3項に掲げる場合において、当該転換後の施設を営んでいる共済契約者が、当該転換後の施設の被共済職員であって転換日以後に被共済職員となったもののすべての同意を得たときは、第31条第2項の規定にかかわらず、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができます。
- 10 前2項の規定による退職手当共済契約の解除は、第32条、第21条、第35条第6項の規定の適用については、第31条第2項の規定による退職手当共済契約の解除とみなします。
- 11 共済契約者は、附則第8項又は第9項の規定による共済契約を解除するときは、退職手当共済契約部分解除通知書（様式第13号の2）に当該被共済職員の従業状況報告及び同項の同意があったことを証する書類を添付のうえ、機構に提出してください。
- 12 削除
- 13 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する被共済職員がこの約款の一部改正の実施日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとみなして、現に退職した日を政令第3条の退職した日とした場合の計算基礎額により、改正前の約款第34条及び第35条の規定並びに平成13年4月1日改正前の約款第34条及び第35条の規定の例により計算した場合の退職手当金の額が、改正後の約款第34条及び第35条の規定により計算した場合の退職手当金の額よりも多いときは、その多い額をもってその者に支給すべき退職手当金の額とします。
 - (1) 実施日の前日に被共済職員であった者が、実施日以後に退職した場合
 - (2) 実施日前に被共済職員でなくなった者で実施日以後にさらに改正後の約款に規定する被共済職員となったものが、実施日以後に退職し、かつ、改正後の約款第35条第6項又は第7項の規定により実施日前の被共済職員期間と実施日以後の被共済職員期間とが合算される場合
- 14 平成18年4月1日以降は、改正後の様式を使用することとします。

附 則

- 1 この約款の一部改正は、平成20年3月1日から実施します。
- 2 平成20年3月1日以降は、改正後の様式を使用することとします。

附 則

- 1 この約款の一部改正は、平成22年4月1日から実施し、附則（平成18年4月1日）12中「都道府県社会福祉協議会等」とあるのは「業務委託先（都道府県社会福祉協議会等）」とします。
- 2 平成22年4月1日以降は、改正後の様式を使用することとします。

附 則

- 1 平成22年6月30日以降は、改正後の様式を使用することとします。

附 則

- 1 平成24年4月1日以降は、改正後の様式を使用することとします。

附 則

- 1 平成25年4月1日以降は、改正後の様式を使用することとします。

附 則

- 1 この約款の一部改正は、平成27年4月1日から実施します。
- 2 平成27年4月1日以降は、改正後の様式を使用することとします。

附 則

- 1 この約款の一部改正は、平成28年4月1日から実施します。
- 2 この約款の一部改正の前日に被共済職員であった者のうち、約款の一部改正以後に特定介護保険施設等職員であるもの（共済契約者に継続して使用される者であって、施行の際現に存する障害者支援施設等の業務に常時従事するものに限る）については、社会福祉施設等職員とみなされ、第7条の規定が適用されます。
- 3 第34条において、当分の間、退職した者の被共済職員期間が43年以上である場合の被共済職員期間は35年とみなし、次の被共済職員期間の区分により算出した額とします。

（計算基礎額×10年×130.5/100）+（計算基礎額×15年×143.55/100）+（計算基礎額×9年×156.6/100）+（計算基礎額×91.35/100）

- 4 第7条第1項第2号のただし書きに規定する場合であって、措置入所障害児関係業務従事職員数が当該事業所における附則第2項の職員（以下、この項及び次項において「既加入職員」という。）の数より多いときは、当該既加入職員については、社会福祉施設等職員とみなされません。
- 5 第7条第1項第2号のただし書きに規定する場合であって、措置入所障害児関係業務従事職員数が当該事業所における既加入職員の数より少ないとき又は既加入職員の数と同じであるときは、当該特定介護保険施設等職員については、ただし書きの規定は適用されません。
- 6 この約款の一部改正の際現に特定介護保険施設等（障害者支援施設等に限る）を営んでいる共済契約者が、当該介護保険施設等の被共済職員であって約款の一部改正実施後に被共済職員となったもののすべての同意を得たときは、第31条第2項の規定にかかわらず、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができます。
- 7 前項の規定による退職手当共済契約の解除は、第32条、第21条、第35条第6項の規定については、第31条第2項の規定による退職手当共済契約の解除とみなします。
- 8 共済契約者は、附則第6項の規定による共済契約を解除するときは、退職手当共済契約部分解除通知書（様式第13号の2）に当該被共済職員の従業状況報告及び同項の同意があったことを証する書類を添付のうえ、機構に提出してください。
- 9 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する被共済職員がこの約款の一部改正の実施日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとみなして、現に退職した日を政令第3条の退職した日とした場合の計算基礎額により、改正前の約款第34条及び第35条の規定、平成13年4月1日改正前の約款第34条及び第35条の規定並びに平成18年4月1日改正前の約款第34条及び第35条の規定の例により計算した場合の退職手当金の額が、改正後の約款第34条及び第35条の規定により計算した場合の退職手当金の額よりも多いときは、その多い額をもってその者に支給すべき退職手当金の額とします。
 - (1) 実施日の前日に被共済職員であった者が、実施日以後に退職した場合
 - (2) 実施日前に被共済職員でなくなった者で実施日以後にさらに改正後の約款に規定する被共済職員となったものが、実施日以後に退職し、かつ、改正後の約款第35条第6項又は第7項の規定により実施日前の被共済職員期間と実施日以後の被共済職員期間とが合算される場合
- 10 平成28年4月1日以降は、改正後の様式を使用することとします。

附則

- 1 この約款の一部改正は、平成30年4月1日から実施します。
- 2 平成30年4月1日以降は、改正後の様式を使用することとします。

（約款様式は省略）

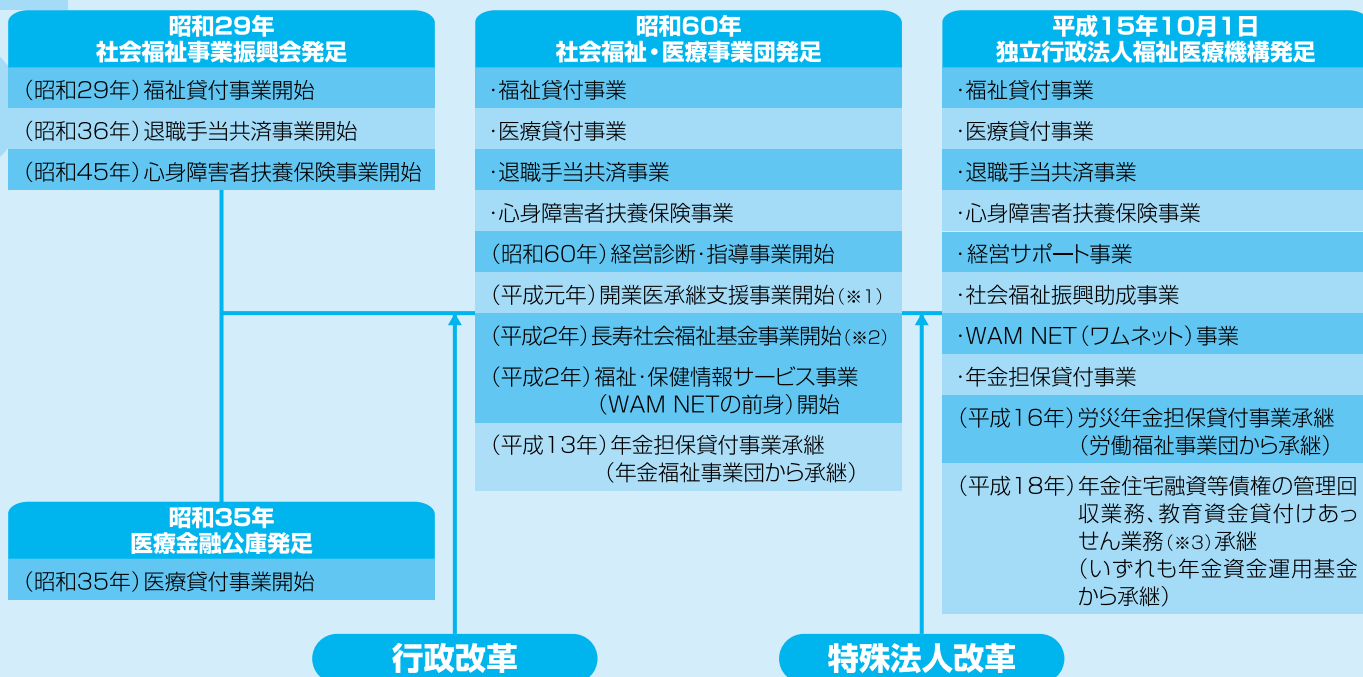
附表 1

区分	添付書類	確認事項
(1) 社会福祉施設等、特定介護保険施設等又は、申出施設等を経営者又は共済契約者が経営をしていることを証する書類（第4条の4、第4条の5、第16条第1項第4号及び第5号、第24条）	右の確認事項が明記された次のいずれかの書類 (1) 「許可書」(写) 又は「指定通知書」(写) (2) 「許可書」(写) 及び「許可申請書」(写) (3) その他、業務委託契約書等 上記に該当する書類がない場合は、都道府県知事等が発行する証明書（参考様式1） ※ 法令により許認可・届出の必要がない場合のみ、右の確認事項が明記された次のいずれかの書類 (1) 法人の定款（写） (2) 定款変更申請書（写）及びその他の書類	ア 施設・事業の名称 イ 所在地 ウ 施設・事業の種類 エ 入所（利用）定員 オ 開始年月日 カ 許認可、届出年月日 ※ 申出施設等については、「ウ」、「エ」、「カ」は不要
(2) 社会福祉施設等又は特定介護保険施設等の経営者でなくなったことを証する書類（第15条） 共済契約対象施設等の一部を廃止、休止したことを証する書類（第25条）	右の確認事項が明記された次のいずれかの書類 (1) 「廃止・休止届受理通知書」(写) (2) 受理印等のある「廃止・休止届」(写) (3) その他、業務委託契約書等（写） 上記に該当する書類がない場合は、都道府県知事等が発行する証明書（参考様式2） ※ 法令により許認可・届出の必要がない場合のみ、右の確認事項が明記された次のいずれかの書類 (1) 法人の定款（写） (2) 定款変更申請書（写）及びその他の書類	ア 施設・事業の名称 イ 所在地 ウ 施設・事業の種類 エ 廃止・休止年月日 ※ 申出施設等については、「ウ」は不要
(3) 共済契約対象施設等の経営者が変更したことを証する書類（第16条）	右の確認事項が明記された次のいずれかの書類 (1) 「許可書」(写) 又は「指定通知書」(写) (2) 「許可書」(写) 及び「許可申請書」(写) (3) 受理印等のある「届出書」(写) 又は「届出受理書」(写) (4) その他、業務委託契約書等（写） 上記に該当する書類がない場合は、都道府県知事等が発行する証明書（参考様式3） ※ 法令により許認可・届出の必要がない場合のみ、右の確認事項がわかる次のいずれかの書類 (1) 法人の定款（写） (2) 定款変更申請書（写）及びその他の書類	ア 施設・事業の名称 イ 所在地 ウ 施設・事業の種類 エ 経営者名（新旧） オ 開始年月日 カ 変更理由 ※ 申出施設等については、「ウ」は不要

概要 (平成30年4月1日現在)

- 名 称 独立行政法人福祉医療機構 (英語表記: WELFARE AND MEDICAL SERVICE AGENCY)
- 所 在 地 [本 部] 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 (ヒューリック神谷町ビル9階)
[大阪支店] 大阪府大阪市中央区南本町3丁目6番14号 (イトウビル3階)
- 設 立 平成15年10月1日
- 根 拠 法 独立行政法人福祉医療機構法 (平成14年法律第166号)
- 主管省庁 厚生労働省
- 資 本 金 5,906億1,707万3,575円 (全額政府出資)
- 役 職 員 283名 / 役員6名 (非常勤役員1名を含む) / 職員277名

沿革



- ※1 開業医承継支援事業は、「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて」(平成18年12月24日行政改革決定)に基づき、平成20年3月末をもって廃止。
- ※2 本事業は、昭和63年度補正予算による政府からの出資金の運用益をもとに在宅介護を振興するための事業実施がはじまりである。社会福祉・医療事業団法の一部改正に2年8月1日付で「長寿社会福祉基金」が創設された。なお、本事業は基金の国庫返納に伴い、平成22年度から社会福祉振興助成事業として実施している。
- ※3 教育資金貸付けあわせん業務は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、平成20年3月末をもって休止し、独立行政法人福祉医療機構法の一部改正により、平成29年3月末をもって廃止。

【反社会的勢力との関係遮断について】

当機構は反社会的勢力との関係を遮断し、排除するため、警察等関係機関とも連携して適切に対応しています。詳細は、当機構ホームページ「反社会的勢力との関係遮断について」をご覧ください。

【顧客情報(個人情報及び顧客情報)の取扱いについて】

ご提出いただいた個人情報及び顧客情報(以下、「顧客情報」といいます。)は、以下の目的のために利用いたします。

- ・共済契約者、被共済職員及び請求者の確認のため
- ・共済契約に関する判断のため
- ・被共済職員の従業状況の管理のため
- ・共済法その他法令に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ・退職手当金請求に関する判断及び管理のため
- ・事務又は事業の遂行に必要な限度で顧客情報を内部で利用するため
- ・郵送等による機構が提供するサービスのご案内
- ・市場調査、データ分析及アンケートの実施等によるサービスの研究や開発のため

また、業務上知り得たお客様等に関する情報は定められた場所に保管するとともに、当該情報が不要となった場合には、当該保有顧客情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行っています。

詳細は、当機構ホームページ「顧客情報の取扱いについて」をご覧ください。

【特定個人情報等の取扱いについて】

お客様等からご提出いただいた顧客情報のうち、個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」といいます。)については、以下の事務の遂行の範囲内においてのみ利用いたします。

- ・退職手当共済事業に係る退職手当等受給者別支払調書提出事務
- ・上記に付随して行う事務

当機構では「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」をはじめとする関係法令、ガイドライン等及び内部規程に基づき、特定個人情報等の適切な保護と管理を行います。

業務委託先窓口一覧(都道府県社会福祉協議会等)

	名称・担当部署・事務局	〒	所在地	TEL	FAX
1	(一社) 北海道民間社会福祉事業職員共済会	060-0002	札幌市中央区北2条西7 道立道民活動センター4F	011-251-3828	011-251-3848
2	(福) 青森県社協／総務企画課	030-0822	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ2F	017-723-1391	017-723-1394
3	(福) 岩手県社協／総務部	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-639-8076	019-637-4255
4	(一社) 宮城県民間社会福祉振興会	980-0014	仙台市青葉区本町2丁目9-8 日宝本町ビル2F	022-227-5535	022-227-5151
5	(福) 秋田県社協／総務企画部	010-0922	秋田市旭北栄町1-5 県社会福祉会館内	018-864-2711	018-864-2702
6	(公社) 山形県社会福祉振興会	990-0021	山形市小白川町2-3-31 県総合社会福祉センター内	023-642-2155	023-642-1493
7	(福) 福島県社協／総務企画課	960-8141	福島市渡利字七社宮111 県総合社会福祉センター内	024-523-1251	024-523-4477
8	(福) 茨城県社協／福祉事業部	310-8586	水戸市千波町1918 県総合福祉会館内	029-244-3147	029-241-1434
9	(一財) 栃木県民間社会福祉施設職員退職手当共済財団	320-8508	宇都宮市若草一丁目10番6号 とちぎ福祉プラザ3F	028-621-3445	028-621-3440
10	(福) 群馬県社協／施設福祉課	371-8525	前橋市新前橋町13-12 県社会福祉総合センター4F	027-289-3344	027-255-6173
11	(福) 埼玉県社協／企画・財務課	330-8529	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ3F	048-822-1191	048-822-3078
12	(福) 千葉県社協／福祉サービス事業部	260-8508	千葉市中央区千葉港4-3 県社会福祉センター5F	043-245-1104	043-245-9040
13	(福) 東京都社協／福祉振興部	101-0062	千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3F	03-5283-6898	03-5283-6997
14	(福) 神奈川県社協／福祉サービス推進部社会福祉施設・団体担当	221-0844	横浜市神奈川区沢渡4-2 県社会福祉会館内	045-311-1424	045-313-0737
15	(福) 新潟県社協／総務管理課	950-8575	新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3F	025-281-5520	025-281-5528
16	(福) 富山県社協／総務企画課	930-0094	富山市安住町5-21 サンシップとやま内	076-432-2958	076-432-6532
17	(福) 石川県社協／総務管理課	920-8557	金沢市本多町3-1-10 県社会福祉会館内	076-224-1212	076-222-8900
18	(福) 福井県社協／総務施設課施設サービスG	910-8516	福井市光陽2-3-22	0776-24-2347	0776-24-8942
19	(福) 山梨県社協／総務企画課	400-0005	甲府市北新1-2-12 県福祉プラザ4F	055-254-8610	055-254-8614
20	(福) 長野県社協／総務企画部 共済事業グループ	380-0928	長野市若里7丁目1-7	026-226-4126	026-228-0130
21	(一財) 岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 県福祉会館内	058-275-5508	058-275-5508
22	(一財) 静岡県社会福祉事業共済会	420-8670	静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館内	054-254-5243	054-254-5249
23	(福) 愛知県社協／施設福祉部	461-0011	名古屋市東区白壁一丁目50番地 県社会福祉会館内	052-212-5509	052-212-5510
24	(一財) 三重県社会福祉事業職員共済会	514-0003	津市桜橋2-131 県社会福祉会館内	059-226-1130	059-221-0044
25	(一財) 滋賀県民間社会福祉事業職員共済会	520-0044	大津市京町四丁目3-28 厚生会館1F	077-524-0261	077-524-0441
26	(一財) 京都府民間社会福祉施設職員共済会	604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る ハートピア京都2F	075-252-5888	075-252-5881
27	(一財) 大阪府民間社会福祉事業従事者共済会	542-0012	大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館内2F	06-6761-4444	06-6763-4444
28	(福) 兵庫県社協／福祉事業部	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-1 県福祉センター内	078-242-4635	078-251-5678
29	(福) 奈良県社協／施設福祉課	634-0061	橿原市大久保町320-11 県社会福祉総合センター内	0744-29-0100	0744-29-0108
30	(福) 和歌山県社協／総務・資金部	640-8545	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛内	073-435-5222	073-435-5226
31	(福) 鳥取県社協／総務部	689-0201	鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター	0857-59-6331	0857-59-6340
32	(福) 島根県社協／総務部	690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根	0852-32-5970	0852-32-5973
33	※岡山県内に所在する施設については、機構に直接お問い合わせください。				
34	(福) 広島県社協／法人振興課	732-0816	広島市南区比治山本町12-2 県社会福祉会館内	082-254-3423	082-254-3080
35	(福) 山口県社協／福祉人材センター	753-0072	山口市大手町9-6 ゆーあいプラザ県社会福祉会館内	083-922-6200	083-922-6652
36	(一財) 徳島県民間福祉施設職員共済会	770-0943	徳島市中昭和町1-2 県立総合福祉センター内	088-622-9199	088-622-9287
37	(一財) 香川県民間社会福祉施設振興財団	760-0017	高松市番町1-10-35 県社会福祉総合センター内	087-861-5611	087-861-2664
38	(福) 愛媛県社協／経営管理課	790-8553	松山市持田町3-8-15 県総合社会福祉会館内	089-921-8344	089-921-8939
39	(福) 高知県社協	780-8567	高知市朝倉倉375-1 県立ふくし交流プラザ4F	088-844-4865	088-844-3852
40	(福) 福岡県社協／福祉施設部 施設課	816-0804	春日市原町3-1-7 クローバープラザ6F	092-584-3377	092-584-3369
41	(福) 佐賀県社協／施設人材課	840-0021	佐賀市鬼丸町7-18 県社会福祉会館内	0952-23-4248	0952-28-4950
42	(福) 長崎県社協／総務課	852-8555	長崎市茂里町3-24 県総合福祉センター内	095-846-8600	095-844-5948
43	(福) 熊本県社協／総務課	860-0842	熊本市中央区南千反畑町3-7 県総合福祉センター内	096-324-5454	096-355-5440
44	(福) 大分県社協／総務・企画情報部	870-0907	大分市大津町2-1-41 大分県総合社会福祉会館内	097-558-0300	097-558-1635
45	(福) 宮崎県社協／総務企画課	880-8515	宮崎市原町2-22 福祉総合センター内	0985-22-3145	0985-27-9003
46	(福) 鹿児島県社協／福祉人材・研修センター	890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7 県社会福祉センター内	099-256-6767	099-250-9363
47	(一財) 沖縄県社会福祉事業共済会	903-0804	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター内	098-885-2821	098-885-2822



独立行政法人福祉医療機構

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル9階

【お問い合わせ先】 共済部 退職共済課

退職手当共済制度に関すること TEL 0570-050-294

FAX 03-3438-0584・03-3438-9261

【ホームページ】 <http://www.wam.go.jp/hp>

TOPページ → 「退職手当共済事業」をクリック！



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。